

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2012年6月20日
【事業年度】	第6期（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出口 治明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	企画部長 堅田 航平
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	企画部長 堅田 航平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第2期 2008年3月	第3期 2009年3月	第4期 2010年3月	第5期 2011年3月	第6期 2012年3月
保険料等収入 (百万円)	-	80	591	1,765	3,720
資産運用収益 (百万円)	-	167	66	60	47
保険金等支払金 (百万円)	-	20	34	154	410
経常利益 (は経常損失) (百万円)	679	1,368	1,032	820	687
当期純利益 (は当期純損失) (百万円)	681	1,372	1,036	834	900
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	6,600	6,600	6,600	6,600	10,478
発行済株式総数 (株)	33,717	33,717	33,717	33,717	42,057,000
純資産額 (百万円)	12,517	11,139	10,122	9,292	16,159
総資産額 (百万円)	12,897	11,412	10,586	10,523	18,861
1株当たり純資産額 (円)	370,500.89	329,789.37	299,627.69	275.01	383.75
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額) (円)	53,568.10	40,711.52	30,754.50	24.76	26.37
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	96.9	97.4	95.4	88.1	85.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	1,230	1,153	799
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	669	1,037	6,881
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	26	27	7,728
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	-	-	523	380	428
従業員数 (人)	29	48	55	65	73
(外、臨時雇用者数)	(1)	(1)	(10)	(13)	(17)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、2009年3月期より生命保険会社として営業を開始しておりますので、第2期は経常損失及び当期純損失を計上しております。なお、一般に、生命保険契約は長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方で、契約前後の短期間に広告宣伝費・新契約査定費用等が集中的に支出されます。当社は依然として保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きく、また、生命保険業という業種の特异性から固定費の計上が多額になることから第3期、第4期、第5期及び第6期は経常損失及び当期純損失を計上しております。
3. 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には、消費税等は含まれておりません。

4. 第2期から第5期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、非上場であり期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 第2期から第5期までの株価収益率については、非上場であるため、また、当期純損失であるため、記載しておりません。また、第6期の株価収益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 当社は第4期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第2期及び第3期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目について記載しておりません。
8. 第4期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第2期及び第3期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。  
 当事業年度において1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
10. 従業員は就業人員であり、（ ）内に派遣従業員の期末人員を外数で記載しております。

## 2【沿革】

2006年10月、当社代表取締役社長出口治明は「ふつうの消費者の視点に立った、まったく新しい生命保険会社を創りたい」という考えのもと、「ネットライフ企画株式会社」を設立しました。「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」ことを経営理念とする生命保険会社の設立を目指した準備会社であります。「ネットライフ企画株式会社」設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
2006年10月	東京都港区赤坂に生命保険準備会社として「ネットライフ企画株式会社」を設立（資本金5,000万円）
2007年8月	本社を東京都千代田区麹町へ移転
2008年3月	「ライフネット生命保険株式会社」に商号変更
2008年4月	生命保険業免許取得
2008年5月	営業開始 定期死亡保険『かぞくへの保険』、終身医療保険『じぶんへの保険』の販売を開始
2008年10月	保険情報サイトを運営しているオンライン生命保険募集代理店を通じた販売を開始
2008年11月	付加保険料率（生命保険料のうち生命保険会社の運営経費にあたる付加保険料の割合）を全面公表
2009年6月	モバイルサイトでの生命保険申込み受け付けサービスを開始
2009年8月	保険比較サイト『保険市場』を運営する株式会社アドバンスクリエイトとの資本業務提携に合意
2010年2月	就業不能保険『働く人への保険』の販売を開始
2010年12月	保有契約5万件を突破
2011年12月	保有契約10万件を突破
2012年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

### 3【事業の内容】

#### (1) 主な事業内容

当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと2006年10月23日に設立された、インターネットを主な販売チャネルとする直販型の生命保険会社であり、保険業法に基づく免許・認可を得て2008年5月18日より営業を開始し、生命保険事業を営んでおります。

主な事業内容は以下のとおりです。なお、当社は生命保険事業の単一セグメントとなっております。

##### 保険引受業務

生命保険業免許に基づき、人の生存又は死亡に関して一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険の引受業務を営んでおります。

##### 資産運用業務

保険業法、同法施行規則に定めるところにより、生命保険の保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を営んでおります。

#### (2) マニフェストを基軸とした経営

当社では、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念を以下のとおり「ライフネットの生命保険マニフェスト」として、その徹底を経営の柱と位置付けております。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立するとともに、わかりやすい情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな=ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えております。

### ライフネットの生命保険マニフェスト

#### 第1章 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。
- (2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。
- (4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。
- (5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながると確信する。
- (6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にす。

#### 第2章 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。
- (2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。  
例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のように、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらう。
- (3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をととのえていく。  
わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ、またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。
- (4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。

- (5) 生命保険は形のない商品である。だから「約款」（保険契約書）の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。
- (6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

### 第3章 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。
- (2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作り私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。
- (3) 保障金額を、過剰に高く設定しない、適正な金額とする。したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから、そのために、いざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。
- (4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。
- (5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確認められるようにする。
- (6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。
- (7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

### 第4章 生命保険を、もっと、手軽で便利に

- (1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。
- (2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。
- (3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。
- (4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。  
手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない、わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列举方式が主だった。
- (5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

このマニフェストを宣言で、終らせません。行動の指針とします。  
私たちの出発を、見つめていてください。

## (3) 商品構成

当社が現在販売する生命保険商品は、以下の3種類のみとなっております。インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当をなくした、シンプルでわかりやすい保障内容となっております。また、現在の生命保険商品は、いずれも個人保険（個人向け保障性商品）のみであり、個人年金保険・団体保険・団体年金保険等の取扱いはありません。

商品名	『かぞくへの保険』	『じぶんへの保険』	『働く人への保険』
正式名称	定期死亡保険 (無配当・無解約返戻金型)	終身医療保険 (無配当・無解約返戻金型)	就業不能保険 (無配当・無解約返戻金型)
契約年齢	18歳以上、64歳以下	18歳以上、70歳以下	18歳以上、60歳以下
保険金・給付金	保険金額： 500万円～1億円 (100万円単位で設定可能)	入院給付金： 1日当たり5,000円、10,000円、 15,000円の3種類から選択 (1入院の支払限度額日数は 60日又は180日から選択し、 一律10万円の手術給付金 については有無を選択)	就業不能給付金： 月額10万～50万円 (5万円単位で設定可能)
保険期間	10年、20年、30年、 65歳満了、70歳満了	終身	65歳満了
保険料の払込期間	保険期間と同一		
保険料	保険金額又は給付金額・保険期間・性別・契約年齢等により異なる		
保険料の払込方法	月払いのみ(口座振替又はクレジットカード払い)		
解約返戻金	なし		
配当	なし		
特約	なし		

『かぞくへの保険』：定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）

万が一（死亡、所定の高度障害状態）の場合に、保険金を受け取ることができる保険です。ライフステージごとに保障を見直しやすく、小さい保険料で大きな保障が用意できる「定期型」であり、保険期間は、年齢に応じて「10年」「20年」「30年」「65歳満了」「70歳満了」から選択することができます。

『じぶんへの保険』：終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）

1泊以上の入院から給付金を受け取ることができる医療保険です。加入時の保険料が変わらず、一生保障が続く「終身型」であり、保障内容はお客さまが自由に組み合わせて決めることができます。入院給付金日額は「5,000円」「10,000円」「15,000円」の中から、1入院の支払限度額日数は「60日」「180日」のどちらかを選べます。また、一律10万円の手術給付金は、あり・なしのいずれかを選択することができます。

『働く人への保険』：就業不能保険（無配当・無解約返戻金型）

病気やケガで長期間働けずに収入が途絶え、生活を維持できなくなるリスクに備える保険です。病気やケガの種類にかかわらず所定の就業不能状態となった場合に、就業不能給付金を毎月受け取ることができます。保険期間の満了は65歳であり、公的年金の受給開始年齢（2012年5月現在）まで保障される設計となっております。

## (4) 販売チャネル

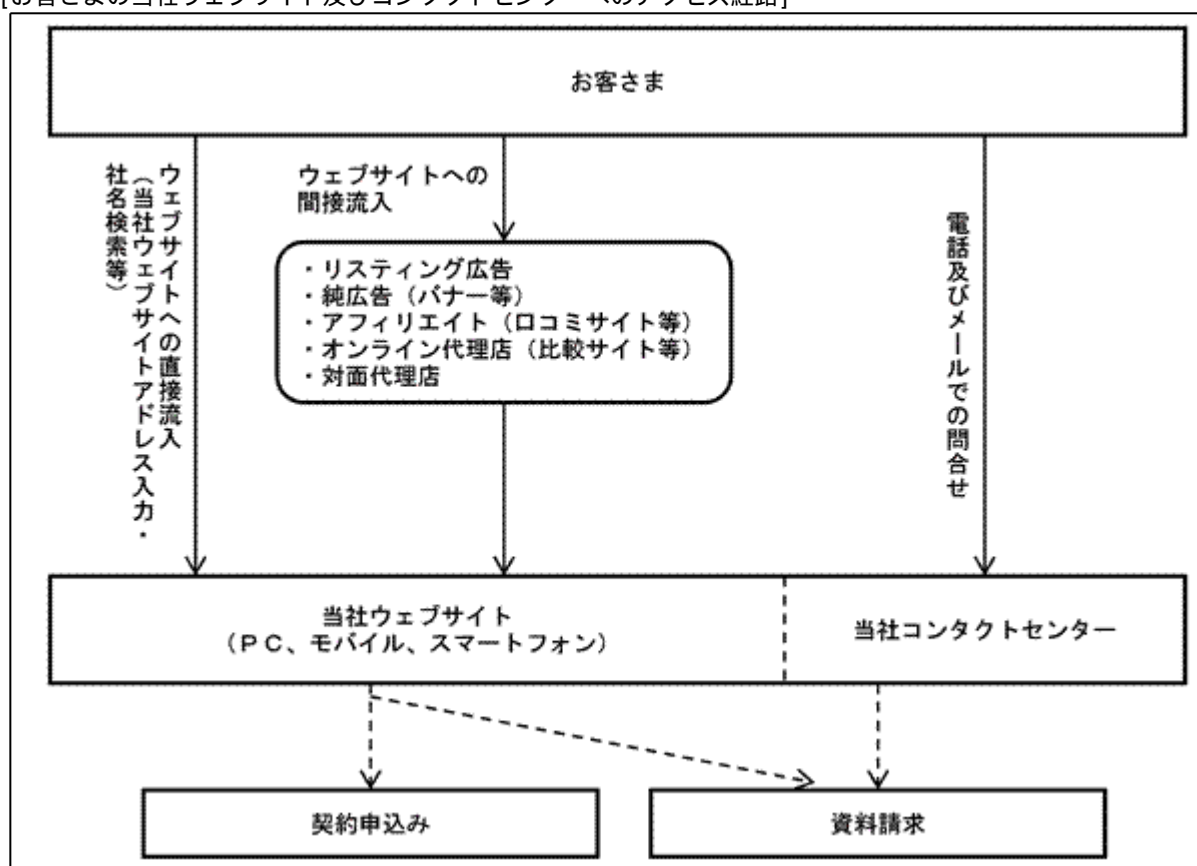
当社は、インターネットを主たる販売チャネルとする直販型の生命保険会社です。そのため、営業職員を維持することに係る経費（販売経費）を抑えることができ、営業職員を主体とする従来の生命保険会社と比べ、相対的に低価格での商品提供が可能となっております。

また、当社ウェブサイトでは、商品内容の説明に加え、生命保険の基礎知識・よくあるご質問・保険料の内訳（付加保険料率の開示（注）1）などの参考情報の充実、動画やアニメーションの活用、お客様のライフステージ別のおすすめプランの提示などの工夫により、初めて来訪されるお客さまにもわかりやすい説明を心がけております。

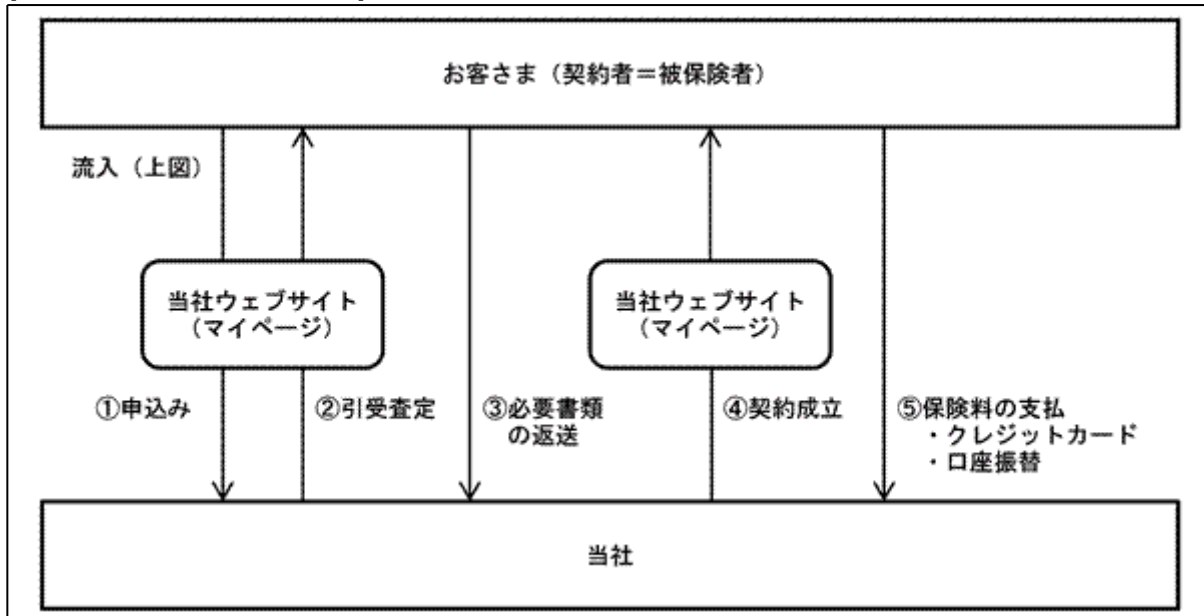
さらに、当社のターゲット顧客である多忙な子育て世代が、じっくりと「比較し、理解し、納得して」生命保険をご契約いただけるよう、24時間・週7日、いつでもインターネット上でお見積り・お申込み可能となっております。加えて、対面型チャネルを持たないことに起因するお客さまの不安の声に応えるべく、コンタクトセンターの利便性向上（平日22時、土曜日は18時まで営業）、ふれあいフェア（お客さまとの集い）の定期開催、ソーシャルメディアを活用したお客さまとの対話、創業者による全国各地での講演活動など、顧客接点の充実に取り組んでおります。

その結果、ご契約者さまのうち新規保険加入者の割合が約5割を占めており（注）2、当社は、インターネットという新しいチャネルを活用した商品・サービスの提供により生命保険市場の開拓に努めております。また、新契約件数のうち20代及び30代の契約者が全体の7割強を占めております（2012年3月期）（注）3。

[お客さまの当社ウェブサイト及びコンタクトセンターへのアクセス経路]



## [保険引受及び保険料収納の流れ]



## [サイト別対応サービス]（2012年5月31日現在）

	情報収集	見積り	資料請求	申込み	契約管理
PCサイト					
モバイルサイト				1	2
スマートフォンサイト				x <sup>3</sup>	

- 1 モバイルサイトからの申込みは、告知内容について「該当なし」のお客さまのみ可能となっております。
- 2 モバイルサイトでの契約管理は一部のみ対応しております（住所・電話番号・メールアドレス・ID・パスワードの変更等）。
- 3 スマートフォンでは、PCサイトへアクセスすることで殆どのサービスを利用可能ですが、申込みはできません。

- (注) 1. 保険料は純保険料（年齢・性別・金利水準などによって決まる、いわば生命保険料の「原価」に相当する部分）と、付加保険料（生命保険会社の運営経費等に充当する部分）から成り立っており、当社は付加保険料の割合を開示しています。
2. 当社契約者アンケート（調査方法：以下の各調査期間中にID登録した契約者を対象として実施したインターネットによるアンケート）において、新規での保険加入、これまで加入していた保険からの乗り換え、及び追加での保険加入それぞれにつき、以下のとおり回答を得ております。
- ・調査期間2008年9月1日～2009年8月31日、契約者5,881名中有効回答993名：約46% 36% 18%
  - ・調査期間2009年11月1日～2010年10月31日、契約者13,640名中有効回答1,633名：約46% 39% 15%
  - ・調査期間2010年11月1日～2011年8月31日、契約者16,772名中有効回答1,448名：約48% 38% 13%
3. 新契約数の年代別割合は、10代0.7%、20代23.9%、30代52.7%、40代18.0%、50代が4.1%、60代以上0.7%となっております（2011年3月期中に新契約が成立した契約者27,221名のデータ集計による）。

## 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。



## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

2012年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
73(17)	37.5	2.8	8,638,979

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、( )内に派遣従業員の期末人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。なお、当事業年度は賞与を支給しておりません。
3. 従業員数が当期中において8名増加しているのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものです。
4. 当社の事業セグメントは、生命保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

## (2) 労働組合の状況

当社に労働組合はありませんが、労使関係は良好です。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度の国内経済は、企業の設備投資の増加基調に伴い、緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、東日本大震災の影響に加え、欧州の債務危機や原油価格の上昇を背景とした海外の景気の減速及び長引く円高により、先行きが不透明な状況が続いております。

生命保険業界におきましては、個人保険の新契約金額に下げ止まりの傾向が見られたものの、保有契約金額は引き続き減少するとともに、資産運用面では株式市場の低迷や低金利が継続するなど、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社として、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立することにより、お客さま視点でのサービスの提供に努めました。

当社は2012年3月15日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。2008年5月の開業から、約3年10カ月という早期での上場を果たすことができたことは、ステークホルダーの皆さまのご支援の賜物です。心から御礼申し上げますとともに、上場会社として相応しい体制整備を行い、更なる事業の成長を通して、ステークホルダーの皆さまのご期待に応えられるような企業となることを目指します。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は以下のとおりであります。

#### (販売の状況)

商品につきましては、当事業年度におきましても、定期死亡保険「かぞくへの保険」、終身医療保険「じぶんへの保険」、就業不能保険「働く人への保険」の保障性商品3種の販売に注力いたしました。いずれの商品も複雑な特約や配当をなくした、シンプルでわかりやすい保障内容であることに加え、インターネットを主たる販売チャネルとすることで、相対的に低価格での提供を実現いたしました。また、インターネット及びテレビコマーシャル等の複数のメディアを組み合わせた効率的なマーケティングと、経営陣による全国各地での講演活動やソーシャルメディアを活用した戦略的な広報活動により、企業認知の向上に努めました。さらに、徹底した情報開示やウェブサイトを通じたわかりやすい情報提供、保険比較サイト等との連携による「比較し、理解し、納得して」契約する仕組みを推進するとともに、お客さまとの距離を近づけるために直接コミュニケーションを図る機会として、「ふれあいフェア」（お客さまとの集い）を当事業年度中に3回開催いたしました。

この結果、当事業年度の新契約件数は前事業年度比143.9%の60,725件となりました。また、2011年12月には保有契約件数が10万件を突破いたしました。その結果、当事業年度末時点の保有契約件数は前事業年度末比186.8%の118,040件、保有契約の年換算保険料は4,870百万円となり、「開業後5年以内に保有契約15万件」という経営目標の達成に向け順調に推移しております。特に、新契約の契約者数における20代及び30代のお客さまの割合は74.2%となり、若年層のお客さまから支持されました。

#### 保有契約高及び新契約高

##### 保有契約高

区 分	前事業年度末 (2011年3月31日)	
	件 数	金 額
個人保険	63,188	668,081
個人年金保険	-	-
団体保険	-	-
団体年金保険	-	-

(単位：件、百万円、%)

当事業年度末 (2012年3月31日)			
件 数	前事業年度末比	金 額	前事業年度末比
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

## 新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)		当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)			
	件 数	金 額	件 数		金 額	
			前事業年度比		前事業年度比	
個人保険	42,214	398,139	60,725	143.9	487,141	122.4
個人年金保険	-	-	-	-	-	-
団体保険	-	-	-	-	-	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 個人保険の件数は主契約の件数であり、第三分野保険(医療保障・生前給付保障等)を含みます。

2. 個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

3. 保険契約の転換による新契約の増加はありません。

## 年換算保険料

## 保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	前事業年度末 (2011年3月31日)	当事業年度末 (2012年3月31日)	
		前事業年度末比	
個人保険	2,659	4,870	183.1
個人年金保険	-	-	-
合計	2,659	4,870	183.1
うち医療保障・ 生前給付保障等	937	1,992	212.6

## 新契約

(単位：百万円、%)

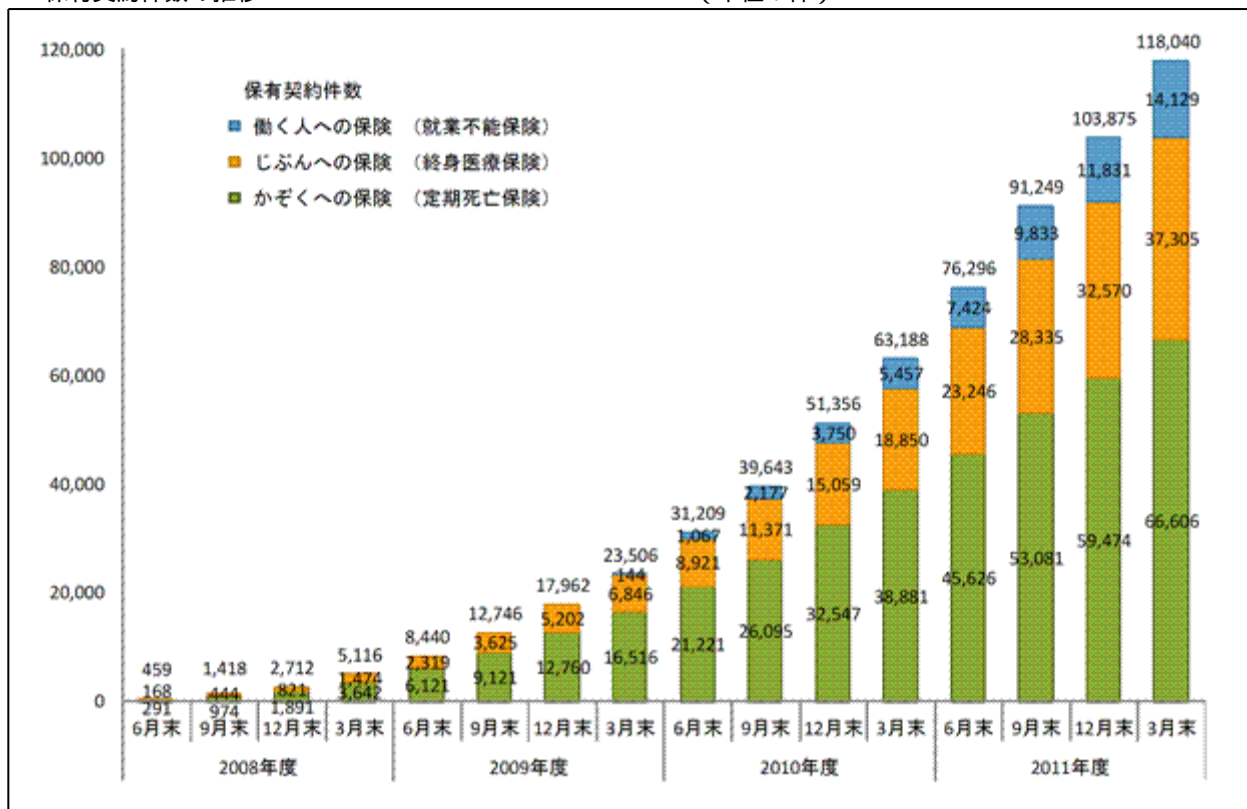
区 分	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
		前事業年度比	
個人保険	1,740	2,468	141.8
個人年金保険	-	-	-
合計	1,740	2,468	141.8
うち医療保障・ 生前給付保障等	713	1,177	165.0

(注) 1. 年換算保険料とは、1回当たり保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額です。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付)、生前給付保障給付(就業不能給付)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

## 保有契約件数の推移

(単位：件)



## (保険金等の支払いの状況)

当事業年度にお支払いした保険金等は、保険金17件、251百万円、給付金1,267件、119百万円（前事業年度 保険金7件、85百万円、給付金498件、48百万円）となりました。当社では、保険金等の支払いは生命保険会社の最も重要な社会的責務であるとの認識に基づき、3重のチェック体制により保険金等の支払い漏れ防止に取り組むとともに、適切な支払いを通じてお客さまの信頼向上に努めております。また、当社では、保険金等の支払いに必要な書類が会社に到着してから、原則5営業日以内に保険金等をお支払いしております。事実の確認や請求書類の不備の補完に要した日数を除き、当事業年度において支払いに要した平均営業日数は3.12日となりました。さらに、東日本大震災で被災されたお客さまに対して、安否確認活動を行いました。岩手県、宮城県、福島県の3県に居住するお客さまに対して、電子メール、郵便等により安否確認を行った上、ご連絡を取ることができないお客さまには、コンタクトセンターからの電話確認や社員による現地調査を行い、2011年6月23日時点で対象の全てのお客さまの安否確認を完了いたしました。

## (お客さまの声の状況)

当社は「お客さまの声」を、当社の保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、コンタクトセンターを中心に全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上にむけて、日々事業運営に反映しております。当事業年度に、当社のコンタクトセンターに寄せられた総相談件数は、新契約件数の増加に伴い前事業年度比155.3%の72,001件（前事業年度46,366件）となり、そのうち苦情件数は488件（前事業年度249件）となりました。コンタクトセンターにおける継続的な対応品質の改善及びウェブサイトの機能改善等により、総相談件数に占める苦情の比率は0.7%（前事業年度0.5%）と引き続き低水準で推移いたしました。

## (資産運用の状況)

資産運用につきましては、当事業年度も、国債に代表される高格付けの円建て債券を中心とした運用を継続しております。現状では、相対的にリスクが高いと考えられる外貨建て資産への投資、貸付及び不動産投資並びにサブプライム関連の投融資は行っていません。株式投資では、資本業務提携を目的として、当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式を保有しておりますが、当面の間、資産運用目的において株式を保有する予定はありません。このように、リスクを限定した運用方針に基づき資産運用を行っているため、マクロの運用環境の変化が当社の運用収益に与える影響は、限定的であると認識しております。

以上の運用方針の下、当事業年度末の一般勘定資産残高は18,861百万円（前事業年度末10,523百万円）となりました。2012年3月の新規株式公開に際し、新株式の発行により7,756百万円を調達したことから、前事業年度末より増加しております。このうち、運用資産残高は14,229百万円（前事業年度末7,581百万円、総資産に対する比率は75.4%）となり、その大部分は国債を中心とした高格付けの公社債などの円金利資産となりました。なお、当社はポートフォリオ中に、東京電力株式会社の社債を保有しております。引き続き、損害賠償や償還の確度などを見極めて対応していく方

針です。

(その他の成果)

2011年10月には、公益財団法人日本デザイン振興会が主催する「2011年度グッドデザイン賞」において「ビジネスモデルのデザイン」で受賞いたしました。これは、インターネットを訴求点とした事業性と社会性ある新しいビジネスモデルで、お客さまが望まれるサービスを提供していることが高く評価されたことによるものです。また、オリコンDD株式会社が発表した「2012年度版 オリコン顧客満足度(CS)ランキング 医療保険部門」において、2011年度版に続き、「保険料の満足度」で第1位の評価をいただきました。「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念に基づき、運営経費にあたる付加保険料率の全面公開、生命保険会社における企業価値指標として位置づけられるヨーロッパ・エンベディッド・バリュー (EEV) の継続的な開示など、徹底的な情報公開を追求していることが、お客さまの満足度向上に寄与していると考えております。さらに、海外におきましても、当社のインターネットを活用したビジネスモデルやコンタクトセンターが評価され、各種アワードを受賞いたしました。

以上の施策や成果を受け、当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約の増加に伴い、3,720百万円(前事業年度比210.7%)と大幅に増加しました。また、事業拡大のための広告宣伝費等の先行投資やシステム開発に伴って運用資産が減少したことにより、資産運用収益は47百万円(前事業年度比78.8%)と減少しております。その結果、当事業年度の経常収益は3,773百万円(前事業年度比206.4%)となりました。保険金等支払金は、保有契約の増加に伴う請求の増加や再保険料等により410百万円(前事業年度比265.6%)と増加しております。また、事業費については認知度向上を企図した先行的な広告宣伝等により前事業年度より増加し、3,984百万円(前事業年度比146.2%)となりました。その結果、当事業年度の経常費用は4,461百万円(前事業年度比168.5%)となっております。なお、当社では保険業法第113条に基づき事業費の一部を繰延べております。以上の結果、当事業年度の経常損失は、687百万円(前事業年度 820百万円)となりました。経常損失に、新保険事務システム稼働に伴う旧システムの減損損失等の特別損失14百万円及び税制改正の影響に伴う法人税等調整額等の法人税等合計197百万円を加えた当期純損失は、900百万円(前事業年度 834百万円)となりました。

主要収支項目 (単位：百万円、%)

区 分	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
			前事業年度比
経常収益	1,827	3,773	206.4
保険料等収入	1,765	3,720	210.7
資産運用収益	60	47	78.8
経常費用	2,648	4,461	168.5
保険金等支払金	154	410	265.6
資産運用費用	0	0	7,563.7
経常損失( )	820	687	83.9
当期純損失( )	834	900	107.8

(2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは主に、保険料等収入が増加したことにより、前事業年度より収支改善し、799百万円の支出(前事業年度1,153百万円の支出)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては主に、有価証券の取得による支出が増加したことにより6,881百万円の支出(前事業年度1,037百万円の収入)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは主に、株式の発行による収入が発生したことにより7,728百万円の収入(前事業年度27百万円の支出)となりました。

現金及び現金同等物

以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、期首から47百万円増加し、428百万円となりました。

(参考) エンベディッド・バリュー

当事業年度末(2012年3月31日)ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー(EEV)

当社では、徹底した情報開示により消費者と企業間の情報格差を解消することで、「どこよりもわかりやすい生命保険会社を目指す」という考えのもと、エンベディッド・バリュー（Embedded Value：以下、「EV」）を開示しております。当社の当事業年度末のEVの計算結果及びその要旨は以下のとおりです。

EV（エンベディッド・バリュー）とは

エンベディッド・バリューとは、保有する生命保険契約から生じる将来のキャッシュ・フローを予測し、そこから計算される潜在的な利益の測定を行い、生命保険契約の潜在的な利益を評価しようとする価値基準です。

生命保険契約は、契約前後に契約獲得のための費用が多くかかることなど、収益と費用の発生するタイミングが一致せず、契約を獲得してから利益が生ずるまでに時間がかかるといった特性があります。このことが、生命保険事業を単年度の収支で評価することを難しくしております。EVは純資産と株式会社の税引後の将来利益の現在価値の合計として計算することで、ヨーロッパ、カナダ及び日本などでは生命保険会社の企業価値や業績を評価する手法の一つとして用いられております。

EEV（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）とは

ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー（European Embedded Value：以下、「EEV」）は、近年、ヨーロッパの主要な生命保険会社を中心として広く採用されております。

EEVは、使用する前提条件や計算方法によって計算結果が大きく異なってきます。そのため、従来から計算方法や開示に関する統一した基準が求められてきました。そのような中で、EVの計算方法や開示内容について一貫性及び透明性を高めることを目的として、ヨーロッパの大手保険会社のCF0（最高財務責任者）から構成されるCF0フォーラムによって、EEV原則とそれに関するガイダンスが2004年5月に制定されました。2005年には、感応度と開示に関する追加のEEVガイダンスが定められております。

さらに、2008年6月には、リスクの反映方法などがより明確化された、市場整合的エンベディッド・バリュー原則（The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©：以下、「MCEV原則」）が同CF0フォーラムにより発表されております（2009年10月に改定）。

当社では、EVの算出にあたって、EEV原則に従っておりますが、リスクの反映方法などについては部分的にMCEV原則を参考にしました。したがって、本EVはMCEV原則に準拠したものではありません。

EEV算出手法

株主将来利益に関するリスクの反映がEEV原則の主なポイントの1つです。当社では、このリスクの反映方法として、割引率を商品等のリスク特性に合わせて、商品毎又はキャッシュ・フロー毎に個別に設定するボトムアップ・アプローチの代表的な手法である市場整合的な方法を採用しております。これは、資産・負債の将来キャッシュ・フローを市場において取引されている金融商品と整合的に評価するため、市場取引のない分散不可能なリスクについても評価を行い、EEVに反映させるものです。

このような手法は、ヨーロッパの多くの大手保険会社でも採用され、MCEV原則でも、ボトムアップ・アプローチの中でも市場整合的な手法をとることが明確化されました。

注意事項

EEVの計算においては、経営若しくは経済環境又はその他の要素に関して、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用することが求められます。使用される前提条件は、EEV報告の目的に照らして、当社が当事業年度末現在において適切であると考えられるものでありますが、将来の実績が、EEV計算に用いられた前提条件と大きく異なる場合があります。そのため、EEVの開示は、EEV計算に用いられた将来の税引後利益その他の指標が達成されることを表明又は暗示するものではないことに充分にご留意いただく必要があります。

EEV

当事業年度末の当社のEEVは、前年度末比8,995百万円増加し、18,547百万円となりました。

修正純資産は、新規株式公開による資本増強の結果、前年度末比5,860百万円増の13,425百万円となりました。保有契約の将来利益現価は、前年度末比3,135百万円増の5,122百万円となりました。また、当事業年度の新契約価値は、788百万円となりました。

(単位：百万円)

	前事業年度末 (2011年3月31日)	当事業年度末 (2012年3月31日)	増減
EEV	9,551	18,547	8,995
修正純資産	7,565	13,425	5,860
保有契約の将来利益現価	1,986	5,122	3,135

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2010年4月1日 至2011年3月31日)	当事業年度 (自2011年4月1日 至2012年3月31日)	増減
新契約価値	65	788	854

《参考》新契約価値(均衡事業費ベース)

EEV及び上記の新契約価値の計算に用いた事業費は、1件当たりの事業費が保有契約の増加に伴って逡減し、開業10年目(2017年度)に均衡に達する前提としています。本前提における将来の各事業年度の新契約件数は、2011年度実績を適用しております。なお、契約獲得時から均衡水準にあるものとして計算した場合の新契約価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自2010年4月1日 至2011年3月31日)	当事業年度 (自2011年4月1日 至2012年3月31日)	増減
新契約価値(均衡事業費ベース)	1,010	1,692	681

修正純資産

修正純資産は、生命保険会社の資産の時価から責任準備金及びその他の負債の時価を控除した額として定義され、その価額は株主に帰属する価値と考えられます。具体的には、貸借対照表上の純資産の合計額と負債中の内部留保及び時価評価されていない資産・負債の含み損益などの合計として計算されます。当社の修正純資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度末 (2011年3月31日)	当事業年度末 (2012年3月31日)	増減
修正純資産	7,565	13,425	5,860
(a)純資産の部合計	9,292	16,159	6,866
(b)有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額(税引後)	0	0	1
(c)負債中の内部留保(注)1	435	732	296
(d)保険業法第113条繰延資産( )	2,162	3,659	1,496
(e)上記項目に係る税効果(注)2	0	194	194

(注)1. 価格変動準備金及び危険準備金

2. (b)に係る税効果額及び繰延税金負債のうち(d)に関連する部分の金額

## 保有契約の将来利益現価

保有契約の将来利益現価は、一定の前提のもとで、評価日時点の保有契約から将来見込まれる株主に分配可能な税引後利益を評価日における現在価値に換算したものです。当社の保有契約の将来利益現価の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度末	当事業年度末	増減
	(2011年3月31日)	(2012年3月31日)	
保有契約の将来利益現価	1,986	5,122	3,135
確実性等価将来利益現価	4,896	11,147	6,251
オプションと保証の時間価値	-	-	-
必要資本維持のための費用	69	95	25
非市場性リスクに係る費用	2,840	5,930	3,090

- (注) 1. 確実性等価将来利益現価は、保有契約に対応する資産の運用利回りの前提と将来利益の割引率をともにリスクフリー・レートとして計算した、保有契約の将来利益の現在価値です。
2. オプションと保証の時間価値は、オプション性や保証性のあるキャッシュ・フローを市場整合的なリスク中立経済シナリオを用いて確率的に算定したものです。ただし、当社が現在販売している商品はいずれも無配当・無解約返戻金型の保障性商品であることから、ゼロとしております。
3. 必要資本維持のための費用は、当社が生命保険事業を継続していく上で必要と考える資本水準を将来にわたって維持するための費用です。
4. 非市場性リスクに係る費用は、確実性等価将来利益現価の計算において直接には十分反映されていない、市場性のないリスクの影響額についての会社としての見積額です。

## 新契約価値

新契約価値は、当事業年度中に新契約を獲得したことによるEEVへの影響を表したもので、当事業年度末におけるEEVと同一の前提を使用して計算しております。

また、新契約価値における新契約とは、当事業年度中に新たに成立した生命保険契約のことをいい、将来獲得する新契約を含みません。新契約価値における修正純資産とは、契約成立時点から当事業年度末までに発生した新契約に係る損益（保険料収入や事業費の影響等）を表しております。新契約価値の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度	増減
	(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	
新契約価値	65	788	854
修正純資産	1,620	2,192	572
将来利益現価	1,554	2,981	1,426
確実性等価将来利益現価	3,343	5,788	2,445
オプションと保証の時間価値	-	-	-
必要資本維持のための費用	43	45	2
非市場性リスクに係る費用	1,745	2,761	1,016



新契約の保険料収入の現在価値に対する新契約価値の比率（新契約マージン）は以下のとおりとなっております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	増減
	保険料収入現価	24,125	34,393
新契約価値	65	788	854
新契約マージン ( / )	0.3%	2.3%	2.6pts

なお、新契約価値を新契約1件あたりに換算した金額は以下のとおりになります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	増減
	1件あたりの新契約価値	1	12

《参考》新契約価値（均衡事業費ベース）

EEV及び上記の新契約価値の計算に用いた事業費は、1件当たりの事業費が保有契約の増加に伴って遞減し、開業10年目（2017年度）に均衡に達する前提としています。本前提における将来の各事業年度の新契約件数は、2011年度実績を適用しております。なお、契約獲得時から均衡水準にあるものとして計算した場合の新契約価値は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	増減
	新契約価値	1,010	1,692
修正純資産	1,146	1,769	623
将来利益現価	2,157	3,462	1,305
確実性等価将来利益現価	3,946	6,270	2,323
オプションと保証の時間価値	-	-	-
必要資本維持のための費用	43	45	2
非市場性リスクに係る費用	1,745	2,761	1,016

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	増減
	保険料収入現価	24,125	34,393
新契約価値	1,010	1,692	681
新契約マージン ( / )	4.2%	4.9%	0.7pts

なお、新契約価値（均衡事業費ベース）を新契約1件あたりに換算した金額は以下のとおりになります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	増減
	1件あたりの新契約価値（均衡事業費ベース）	23	27

## 主要な前提条件

### (a) 経済的前提

確実性等価将来利益現価の計算において使用する割引率及び運用利回りは、評価日（当事業年度については2012年3月31日）現在のリスクフリー・レートであり、当社は金利スワップレート（データ：Bloomberg）を使用して算出しております。使用した金利スワップレートの数値は次のとおりです。なお、事業費のインフレ率については、0%としております。

	1年	2年	3年	4年	5年
2012年3月31日	0.34%	0.35%	0.39%	0.42%	0.49%
2011年3月31日	0.36%	0.39%	0.45%	0.53%	0.63%

	10年	15年	20年	30年	40年
2012年3月31日	1.04%	1.49%	1.75%	1.91%	2.00%
2011年3月31日	1.31%	1.79%	2.04%	2.17%	2.24%

### (b) その他の前提

- ・ 保険料、事業費、保険金・給付金、税金等のキャッシュ・フロー  
 保険料、事業費、保険金・給付金、税金等のキャッシュ・フローの前提は、ベストエスティメイトとして、直近1年間の実績と、直近に作成された事業計画を基に設定しております。
- ・ 事業費  
 事業費の前提は、直近の実績と直近に作成された事業計画を基にベストエスティメイトとして設定しました。ただし、直近の実績の事業費のうち東京証券取引所マザーズ市場への上場のための費用や新保険事務システムの開発費用については、将来経常的に発生しないと考えられるため、一時費用として126百万円控除しています。  
 当社は、開業間もないため、契約件数に対する事業費の額が大きくなっています。そのため、開業10年目にあたる2017年度までは保有契約の増加により、保有契約1件あたりの維持管理費が逡減し、2017年度に均衡に達したものと、それ以降は一定となるような前提にしています。  
 新契約価値の計算においては、当期末までに発生した事業費（新契約費及び維持管理費）については修正純資産に含まれ、将来発生する分についてはEEVと同様に将来利益現価に含まれます。参考として、契約獲得時から1件あたりの維持管理費が2017年度の均衡水準とした場合の新契約価値についても計算しています。
- ・ 保険金等の支払率、解約失効率  
 保険金等の支払率及び解約失効率について、保険金等の支払や解約・失効の実績が十分ではないため、直近1年間の実績を基に他社の過去の実績など業界経験として妥当と思われる水準に設定しております。
- ・ 保険料  
 当社の定期死亡保険は、契約更新の際、更新時の保険料率と被保険者の満年齢によって新たな保険料を計算することが約款に規定されております。将来収支の計算では更新時の保険料率として現在と同一のものを、更新時の年齢に応じて変更するという前提にしております。
- ・ 責任準備金  
 責任準備金のうち保険料積立金については、当社は当事業年度末（2012年3月末）時点では、保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式で計算しておりますので、将来収支の計算においても同様にしております。ただし、定期死亡保険の契約更新以後については、法定基準であるいわゆる標準責任準備金を積み立てる前提にしております。
- ・ 法人税等  
 将来の法人税等の計算については、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）の公布に伴い、法人税率及び繰越欠損金の控除限度額が変更されたことを反映しております。  
 将来利益現価の計算において、将来利益は税引後で計算され、当事業年度末までに生じた欠損金が将来の法人税等の金額を軽減する効果を織り込んでおります。適用する法定実効税率は、2012年度から2014年度までは33.33%、2015年度以降は30.78%とし、消費税率（地方消費税含む）は5%としました。

前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合のEEVへの影響額は以下のとおりです。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた感応度の影響は、それぞれ単独に前提を変化させた感応度を2つ合計したものと計算結果が異なる可能性があることに留意ください。なお、責任準備金は日本の法令に基づいて計算されるため、各感応度計算においては、評価日時点の責任準備金は変わりません。

また、新契約価値のうち、修正純資産の計算に実績を用いた部分については、感応度の結果に含めていません。

（単位：百万円）

	当事業年度末 (2012年3月31日) 現在のEEVの変動	新契約価値の 変動
当事業年度末におけるEEV及び新契約価値	18,547	788
感応度1a（リスクフリー・レート 1.0%上昇）	823	392
感応度1b（リスクフリー・レート 1.0%低下）	1,527	722
感応度1c（リスクフリー・レート 0.5%上昇）	462	221
感応度1d（リスクフリー・レート 0.5%低下）	619	291
感応度2（株式・不動産価値 10%下落）	13	-
感応度3（事業費率 10%減少）	741	368
感応度4（解約失効率 10%低下）	578	257
感応度5（生命保険の保険事故発生率 5%低下）	1,720	767
感応度6（年金保険の死亡率 5%低下）	-	-
感応度7（必要資本を法定最低水準に変更）	72	35

- ・感応度1a：リスクフリー・レートが 1.0%上昇（各年限とも上昇）
- ・感応度1b：リスクフリー・レートが 1.0%低下（各年限とも低下）
- ・感応度1c：リスクフリー・レートが 0.5%上昇（各年限とも上昇）
- ・感応度1d：リスクフリー・レートが 0.5%低下（各年限とも低下）

債券など、金利の変動により時価が変動する資産を再評価するとともに、運用利回り及び割引率を変動させて保有契約の将来利益現価を再計算します。ただし、「リスクフリー・レート - 1.0%」や「リスクフリー・レート - 0.5%」が負になる場合には、0%で計算します。

EEVガイダンスでは、1.0%の上昇・低下の感応度のみ規定されておりますが、日本の金利状況を踏まえ、0.5%の上昇・低下も含めました。

- ・感応度2：評価日現在の株式及び不動産の価値が 10%下落  
株式及び不動産の評価日現在の時価を変動させます。
- ・感応度3：事業費率（契約維持に関する事業費）の 10%減少  
基礎となる事業費率（契約維持に関する事業費）前提に 0.9 を乗じたものを使用します。
- ・感応度4：解約失効率の 10%低下  
基礎となる解約失効率前提に 0.9 を乗じたものを使用します。
- ・感応度5：生命保険における保険事故発生率の 5%低下  
基礎となる保険事故発生率（死亡率・罹患率）前提に 0.95 を乗じたものを使用します。なお、保険事故発生率の変動に対応して料率改定する等の経営行動は反映していません。
- ・感応度6：年金保険における死亡率の 5%低下  
当社は、年金商品の取り扱いがありませんので、空欄としております。
- ・感応度7：必要資本を法定最低水準（ソルベンシー・マージン比率 200%）に変更

その他の特記事項

当社では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、当社のEEVについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

生命保険業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

わが国の生命保険市場は、40兆円近い市場規模を維持しておりますが、少子高齢化などのマクロ的要因により、今後とも死亡保障市場を中心に縮小傾向が続くものと見込まれます。一方で、大衆消費社会が成熟段階に至る中、消費者ニーズの変化やインターネットの普及などを背景として、お客さまの消費行動の多様化は今後は益々進展するものと考えられます。

そのような環境下において、当社は2008年5月の開業以来、「ネット生保」という新しい業態の確立とそれを通じた顧客創造に努めてまいりました。

一方で、日本の生命保険市場全体からすれば、ネット生保の認知度・加入割合は低く、依然として成長途上の段階にあります。また、当社は相対的に業歴が短く、より一層の商品力・経営基盤強化によって、今後も持続的に業績を伸ばさせることが可能であると考えております。このような考え方にもとづき、当社が対処すべき課題として、以下を認識しております。

保険料等収入（生命保険）及びJA共済、全労済、全国生協連等の制度共済の共済掛金の合計（出所：「生命保険事業概況」、「JA共済連の現状」、「全労済ファクトブック」、「全国生協連・県民共済グループの現状」）

### 認知度の全国的な向上

当社はネット生保のわが国における先駆者として、今後も引き続き認知度の全国的な向上に努めてまいります。また、当社の経営理念に共感し、強いご支持を頂けるお客さま、ファイナンシャル・プランナーの方々などの「ファン」の存在は、当社にとってかけがえのない資産であるとの認識から、これからも創業者による講演活動をはじめ、当社独自の広報活動等を継続し、その拡大・強化を目指します。

### サービス水準の飽くなき向上

当社は開業以来、あらゆるお客さま接点において、お客さま目線での親切・丁寧な対応を心がけてまいりました。今後も、継続して顧客基盤を拡大させつつ、インターネットの特徴を活かし、より便利で高水準なサービスをご提供できるよう、尽力してまいります。

### 契約件数の拡大に備えた事務手続きの更なる省力化・自動化の推進

当社は今後も、保有契約数を継続的に拡大させることを目指しております。それに伴い、引受査定・支払査定・契約管理等のお客さまサービス業務も増大することから、継続的な採用やトレーニングを通じた日々の改善はもとより、ITを活用した更なる省力化・自動化を推し進めることが肝要であると認識しております。

### 資産運用に係る体制の充実

当社はこれまで、高格付けの公社債や預金などの円金利資産を中心とした、安定的な運用を徹底してまいりました。中長期的には、より多面的な運用が必要となる可能性もあることから、資産運用体制の充実を図ることが必要になると考えております。

### 統合的リスク管理の高度化

昨今、経済活動が多様化し、グローバル化が急速に進展する中で、企業経営に係る多様なリスクの統合的な管理がますます重要視されるとともに、生命保険という公共性の高い事業を営む上で、各種リスクの適切な管理は、契約者の保護はもとより、経営の安定性・成長性を左右する重要な経営課題であると認識しております。以上の認識に基づき、当社では、経営状況に鑑みた妥当性に配慮しながら、統合的なリスク管理の高度化を順次推進してまいります。

### 単年度黒字化の達成

生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料・契約査定費用などが集中的に支出されることから、保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きい新設会社では、会計上の損失が生じることがあります。当社も現在、当期純損失を計上しておりますが、インターネット販売の利点を活かし事業効率の継続的改善に努め、黒字化達成を目指しております。

女性や若者がさらに活躍しやすい、多様性に富んだ組織づくり

当社は、創業以来、多様性を重視し、創造的で自由闊達な働き方を促す組織文化・企業風土の形成に取り組んでまいりました。ベンチャー企業として、また金融機関として、最大の経営資源は人材であるとの認識から、今後も継続的に優秀な人材を惹き付けられるよう、フラットかつオープンで女性や若者が活躍しやすい組織づくりに努めます。これらの課題に取り組むとともに、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念を実現するべく、事業活動を行ってまいります。

#### 4【事業等のリスク】

当社の財務内容、業績など、投資家の判断に重要な影響を与える可能性のあるリスクには、主に以下のようなものがあります。当社は、これらのリスクを認識した上で、事態発生の回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努める所存です。なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### 生命保険業界全般に係るリスク

###### (a) 法規制に係るリスク

当社は、保険業法の規定による生命保険業免許を受けた保険会社であり、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。保険会社に適用される法規制の改正は、当社の保険販売に影響を及ぼし、コンプライアンス・リスクを高めるとともに、法規制に対応するための予期せぬ追加コストの発生により当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

保険業法及び関連規制の主たる目的は、保険契約者を保護することにあります。保険業法には、保険会社の資産運用の種類や規模の制限や、自己資本の充実を図るためのソルベンシー規制などが規定されています。このソルベンシー規制によると、国内の保険会社は、ソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう要求されていますが、今後、リスク計量の厳格化を含む諸規則等の改正が行われた場合、当社のソルベンシー・マージン比率も減少する可能性があります。なお、当社のソルベンシー・マージン比率については、「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

また、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：以下、「IAIS」）は、ソルベンシー評価の新基準の検討を行っており、IAISの構成員である金融庁が、将来的にこのIAISの新基準を反映した新規制を導入する可能性も否定できません。IAISのソルベンシー評価の影響を受けて金融庁が新たなソルベンシー規制を導入した場合、当社のソルベンシー・マージン比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、保険業法は、内閣総理大臣（原則として金融庁長官に権限委任、以下同じ）に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録に関する厳格な立入り検査の実施など、保険業に関する広範な監督権限を与えています。特に、保険業法その他の法令は、これに基づく処分並びに、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書などの基礎書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反した場合、免許に付された条件に違反した場合又は公益を害する行為をした場合、保険業法第133条第1項に基づき内閣総理大臣は当社の免許を取り消すことができると定めています。仮に、当社の免許が取り消されることになれば、当社は事業活動を継続できなくなり、解散することとなりますが、現在までのところ、免許の取り消しを生ずべき要因は発生しておりません。

###### (b) 会計基準の変更に係るリスク

保険業法及び関連する規制・ガイドラインは、責任準備金の計算に関する基準を規定しております。当社は、当該基準に従い責任準備金の計算を行っておりますが、責任準備金の積増しを求める基準変更を予測しコントロールすることは困難であり、当社の財務内容及び業績に影響を及ぼす基準変更が行われる可能性も否定できません。

また、国際会計基準審議会は、すべての保険契約に首尾一貫した基準で適用し得る単一の国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、「IFRS」）を提案しております。今後、当社がIFRSに準拠した財務報告を行うこととなった場合、当該変更の影響を受ける可能性があります。例えば、保険負債の現在価値を測定する際の割引率として、リスクフリー・レートを用いることとなった場合、当社は、直近の金利水準などの計算要素を考慮した保険負債の現在価値を測定することとなり、負債サイドの金利リスクが増大する可能性があります。

###### (c) 日本の人口動態に係るリスク

1960年代後半以降、日本の合計特殊出生率は総じて減少傾向にあり、近年若干増加しているものの、依然として極めて低い水準にあります。その結果、15歳から64歳までの人口（以下、「生産年齢人口」）も減少しています。当社は、このような人口動態の変化が、日本における生命保険契約件数の減少の主要因であると考えております。また、当社が販売する生命保険商品の顧客基盤は、主にこの生産年齢人口に属しています。生産年齢人口が今後も減少し続け、生命保険に対する需要が減少することになれば、当社の生命保険事業の規模が縮小し、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、65歳以上の高齢人口の増加により、日本の社会保障費は増加し続けています。将来的に、社会保険料又は税金の

負担が増加し、国内の景気悪化、雇用水準の低迷及び可処分所得の減少といった事態が発生すると、お客さまが負担可能な保険料水準が低下し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 競争状況に係るリスク

近年、日本の生命保険市場においては、規制緩和のための法改正により証券会社や銀行などでも保険商品の販売が可能となるなど、販売競争は激しさを増しております。当社も、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、保険子会社を保有している又は大手保険会社と業務提携している国内の大手金融機関との競争に直面しております。特に、インターネットを主要な販売チャネルとする生命保険会社としては現時点で当社を含め2社が営業を行っているとともに、既存の生命保険会社によるインターネット販売への参入も相次ぐなど、今後も業界他社及び異業種からの新規参入若しくはインターネット販売を行う生命保険会社の増加によって、価格競争が激化する可能性があります。当社が競争力を維持できない場合には、新契約件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 大規模災害に係るリスク

新型インフルエンザのような感染症の大流行や東京や大阪等の人口密集地域を襲う地震・津波・テロ等の大規模災害を原因として大量の死亡者が発生した場合、当社は保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。特に、当社のお客さまは首都圏に集中しているため、大規模災害が発生した場合、甚大な規模の保険給付に関する債務を負うリスクがあります。当社は、保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てていますが、予想を超える大規模災害が発生すると、保険金・給付金の支払いが危険準備金を超え、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、本社又はデータセンターが被災した場合を想定して、事業継続計画を策定しております。この事業継続計画の想定を超えるような大規模災害が発生した場合、当社の業務運営に重大な支障をきたす可能性があります。なお、東日本大震災においては、かかる事業活動の継続に支障をきたす事態は生じておりません。

(f) 社会保障制度等の変更に係るリスク

生命保険は、相互扶助の原理に基づき、国の社会保障制度を補完する私的保障の中核を担っております。当社の販売する生命保険商品においても、『働く人への保険』（就業不能保険）がその保障期間を公的年金の支給開始年齢（2012年5月現在）である65歳までとしているなど、その一部において、現在の社会保障制度を前提としております。そのため、公的年金の支給開始年齢の引き上げ等の社会保障制度の変更があった場合、当社の商品が訴求力を失う可能性があります。

また、私的保障の充実を促す仕組みである生命保険料控除制度が税制改正により縮小若しくは廃止となった場合、当社の新契約の販売件数に悪影響を及ぼす可能性があります。

(g) 他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社は、国内の他の生命保険会社とともに、破綻した生命保険会社の契約者を保護する生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」）への負担金支払い義務を負っております。将来的に、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、保護機構への負担金の支払いに関する法的要件が変更された場合には、保護機構に対する追加的な負担を求められ、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の生命保険会社の破綻は、生命保険業界全体に対する消費者の評価にも悪影響を与え、生命保険会社に対するお客さまの信頼を損なう可能性があります。この生命保険会社に対する不信感の影響で、当社の新契約の販売件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加する可能性があります。

(h) ネット生保業界のレピュテーションに係るリスク

インターネットを通じた生命保険商品の販売は、いずれも業歴は短いものの、2011年度に複数の会社が新規参入を果たしたこともあり、様々なメディアにおいて「ネット生保」という新しい業種・業態として認知を高めつつあります。このような業界認知の向上は、当社の認知度向上及び成長にプラスに寄与する側面もある一方、同業他社において個人情報漏えいやシステム障害等の問題が生じた場合は、ネット生保業界全体に対する消費者の評価にも悪影響を与え、それにより当社の新契約の販売件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加する可能性があります。

## 当社の生命保険事業に係るリスク

### (a) 当事業内容がインターネットを通じた個人向け保険商品販売に集中しているリスク

当社の個人向け保険商品の販売チャネルは、主にインターネットに依存しております。そのため、当社が想定するほどにインターネットを通じた保険商品への購買行動が消費者に浸透しない場合には、新契約の販売件数の継続的拡大という点において、大きな課題に直面する可能性があります。

また、電子商取引市場における個人情報のセキュリティに対する問題意識の拡大などから、インターネットの利用を制約するような法規制が導入された場合、インターネット業界全体の成長が鈍化し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (b) 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク

当社は、インターネットを通じた生命保険商品の直接販売に加えて、生命保険業界内外の企業との業務提携を通じた販売チャネルの拡大・多様化を行っております。具体的には、株式会社アドバンスクリエイト、株式会社カカコム・インシュアランス、株式会社セブン銀行、株式会社クレディセゾン等との生命保険募集代理店契約を通じた代理店販売などに取り組んでおります。これらの業務提携は、当社の事業戦略上不可欠であります。当該提携先が事業上の問題に直面した場合、業界再編などによって戦略を転換した場合、又は当社が魅力的な提携相手でなくなったと判断された場合などには、当社との業務提携が解消され、又は提携内容が変更される可能性があります。その結果、当社は事業戦略の変更を迫られ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (c) 保険金・給付金の支払い漏れに係るリスク

保険業界全体が保険金等の「不払い問題」を契機に支払い体制の強化を図る中で、当社においても、正確かつ迅速な支払いを行うための不断の努力を重ねております。しかしながら、事務手続き上の重大な過失や保険金・給付金の支払い漏れが発生した場合、当社のイメージダウンは大きく、行政処分の如何に関らず、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (d) 情報漏えいに係るリスク

当社は、インターネットを最大限に活用した生命保険業務を展開しており、個人情報を含むお客さまの情報を電磁的に保有しております。当社は、情報セキュリティの重要性を経営の最重要課題の一つと認識し、「個人情報保護宣言」を公表するとともに、「個人データの安全管理に関する基本方針」及び「個人データの安全管理に関する規程」を定め社内にて周知徹底しております。さらに、「外部委託先の顧客情報管理に関する規程」を定め、外部委託先においても業務上取り扱う当社の顧客情報の適切、厳正な管理を徹底しております。

しかしながら、当社社員又は外部委託先を通じた顧客情報の紛失・漏えい・不正利用が発生した場合、若しくは第三者が当社のネットワークに侵入して当社の顧客情報を不正取得した場合には、金融庁からの命令、罰則などの適用を受けるほか、当社への信頼の低下、ブランドの毀損及び訴訟などの多額の費用負担により、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (e) 保険引受リスク

生命保険料は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率と呼ばれる3つの計算基礎率に基づいて計算されています。例えば、予定死亡率よりも実際の死亡率が高く、想定よりも多くの保険金を支払うこととなった場合、当社の財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は2008年5月18日に開業した生命保険会社であり、当時の金利水準に基づく予定利率を設定しているため、相対的にリスクの低い運用を行っておりますが、予定利率よりも実際の運用利回りが低い場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、終身医療保険や就業不能保険などの非伝統的なリスクを保障する商品に用いる予定発生率は、死亡率などの伝統的なリスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べ、相対的に高い不確実性を内包しております。

また、当社は、定期死亡保険・終身医療保険・就業不能保険の3商品に限定した生命保険の販売を行っており、リスク・ポートフォリオにおいて、リスクの分散効果がきかない可能性があります。

### (f) 事務リスク

当社が構築した事務リスク管理体制が有効に機能することなく、事務手続き上の重大な過失が起こった場合、当社のレピュテーションの低下又は財務上の損害をもたらす可能性があるとともに、行政処分につながる可能性もあります。また、当社の外部委託先や代理店の事務ミスや不適切な事務処理が原因で、当社が損失を被る可能性もあります。

(g) 資産運用リスク

当社は、主に国債又は高格付けの社債を中心とした資産運用を行っており、証券化商品・不動産・外貨建て資産は保有しておりません。昨今、国債などの金利は低水準で推移しておりますが、現在の金利水準が将来も続く保証はなく、今後当社が保有している国債又は社債の金利が上昇し、時価が下落した場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が保有する社債の発行企業の業績が著しく悪化し、当社が定めるロスカット基準に抵触した場合、予期せぬタイミングで社債を売却することとなり、当社が損失を被る可能性があります。

(h) 流動性リスク

当社は、一定規模の預貯金を含む、保険金・給付金の支払いに対応するために必要な流動性を確保した資産運用を行っております。しかしながら、例えば、感染症の大流行・地震・津波・テロなどの大規模災害により、急遽、多額の保険金・給付金の支払いが求められた場合、不利な条件での資産の売却を強いられ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、大規模災害が金融市場の混乱につながった場合など、資産の処分が全くできなくなった場合、保険金・給付金の支払いが遅延する可能性があります。その結果、当社のレピュテーションが低下し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(i) システムリスク

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとしており、情報システムの安定運用に依拠して、生命保険の販売、引受け、保険契約の管理、統計データ及びお客さまの個人情報の記録・保存などの事業運営を行っております。また、当社の業容拡大、商品ラインアップの増加及び業務効率化の追求にあわせて、情報システムへの継続的な投資が必要となります。

当社は、システムリスク管理に関する基本的な考え方を「システムリスク管理に関する基本方針」に定め、この基本方針に基づきシステム運用を行うことで、安定的なシステム運用を実践しております。開業以来現在に至るまで大規模なシステムトラブルなどは発生しておらず、当社が提供するサービスについて、広範囲又は長時間にわたるサービスの停止は発生しておりません。

しかしながら、事故、火事、自然災害、停電、ユーザー集中、人為的ミス、妨害行為、ハッキング、従業員の不正、ソフトウェアやハードウェアの異常、ウイルス感染やネットワークへの不法侵入、ネットワーク障害などの要因により、当社の情報システムが機能しなくなる可能性も否定できません。このような障害が原因で、当社がお客さまに提供するサービス、保険金・給付金の支払いや保険料の収納、資産運用業務などを一時的に中断せざるを得ない事態が生じる可能性があります。その結果、当社のレピュテーションが低下し、お客さまの不満や信頼感の低下を招くとともに、行政処分や当社の業績に悪影響が及び可能性もあります。

(j) 財務健全性の悪化に係るリスク

ソルベンシー・マージン比率の低下など、当社の財務健全性が悪化した場合、お客さまの信頼低下を通じて、当社の新契約の販売件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加する可能性があります。また、当社にとって有利な条件での資本増強が困難になるなど、資本調達コストの増大につながる可能性もあります。

(k) 訴訟リスク

当社は、主に予防法務に重点を置き、弁護士などと相談しながら訴訟の発生リスクを極小化しており、現在までのところ、重大な訴訟は発生しておりません。しかしながら、生命保険事業に関連した訴訟において当社が不利な結果を被る可能性もあり、将来にわたって当社業績に影響を及ぼす訴訟や係争が発生する可能性があります。また、同様に、他社が係争中の訴訟において、生命保険会社に不利な判決が下された場合においても、潜在的な訴訟リスクや顧客対応に係る事務コストが高まる可能性があります。

(l) リスク管理体制に係るリスク

当社は、リスク管理に係るあらゆる事項について報告を行う全社横断的な機関である「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を実践しております。しかしながら、当社は生命保険会社としての歴史が浅いことから、リスクを把握する上で必要となる過去の実績や経験が十分ではない可能性があり、当社のリスク管理体制が有効に機能しなかった場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。



## その他のリスク

### (a) 生命保険会社として歴史が浅いことに起因するリスク

当社は、2008年5月18日に開業した生命保険会社であります。設立以来これまで、生命保険業界以外にも含む多様な業界から優秀な人材を採用してきましたが、事業の拡大に伴い、人材の採用・育成が順調に進まなかった場合、若しくは多様な業界から採用された人材が、その能力を最大限に発揮できる内部管理体制を構築できなかった場合、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

また、生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料・契約査定費用などが集中的に支出されるため、保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きい新設会社では、会計上の損失が生じることがあります。当社も前事業年度よりは改善しているものの、当事業年度は当期純損失を計上しております。今後、保有契約が順調に増加すれば当期純利益の黒字化が実現する見込みではありますが、保有契約の伸びが鈍化した場合、黒字化の時期が遅れる可能性があります。

さらに、保険会社は、保険業法第113条第1項に基づき、免許を取得してから5年間に要した事業費の一部を繰延資産として計上し、計上した繰延資産を免許取得後10年以内に償却することが認められております。当社も定款に基づき、保険業法第113条繰延資産を計上しておりますが、現在計上している若しくは今後計上することとなる保険業法第113条繰延資産の償却に伴い、当期純利益が悪化する可能性があります。

### (b) キーパーソンへの依存リスク

当社の創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役社長出口治明並びに代表取締役副社長岩瀬大輔は、当社事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において、きわめて重要な役割を果たしております。当社では、過度に両氏に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により両氏による業務遂行が困難となった場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (c) ストック・オプション制度に係るリスク

当社は業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を採用しており、会社法第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づく新株予約権を当社取締役及び従業員に付与しております。これらの新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在の潜在株式数（権利行使期間が未到来の新株予約権を含む）は2,377,000株となっております。

### (d) 繰越欠損金に係るリスク

当社では、現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。税務上認められる期限までに繰越欠損金が解消されず、繰越欠損金による課税所得の控除が受けられない場合には、当社の業績及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があります。

### (e) 配当政策に係るリスク

当社は、生命保険会社としての経営基盤を確立させる事業フェーズにあり、配当可能な利益の蓄積が進んでいないことから、創業以来配当を実施していませんが、配当可能な内部留保の充実が図れた場合、剰余金の配当を検討する所存です。しかし、安定的な利益を計上できない場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。

当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上し、免許取得後10年の間（2018年3月期まで）、均等に償却する予定であります。なお、保険業法第17条の6において、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表に計上している場合、剰余金の配当をすることができない旨が定められております。したがって、当社は、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表に計上している限り剰余金の配当を行うことができません。

### (f) 中期計画等の達成に係るリスク

当社を取り巻く経済環境、競争環境等の事業環境その他の理由により、当社が設定した中期計画等が計画通りに進捗せず、これを達成できないリスクがあります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりです。本項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成は経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積り及び予測を必要とします。経営者は、これらの見積りや予測について、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実績はこれらと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積り及び予測により、当社の財務諸表に大きな影響を及ぼします。

#### 金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部の取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合には将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによることとしております。将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積り額は変動する可能性があります。なお、当事業年度末において、当社は市場価格がない有価証券は保有しておりません。

#### 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が取得価額に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、合理的な基準に基づく減損処理を行うこととしております。今後の金融市場の状況によっては、多額の有価証券評価損を計上する可能性があります。

#### 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。

#### 貸倒引当金の計上基準

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、債権の回収不能時に生じる損失の見積り額について、貸倒引当金を計上することとしております。将来、債務者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

#### 支払備金の積立方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等について、事業年度末時点の未払の金額を見積り、支払備金として積み立てております。今後、見積りに影響する新たな事実の発生や裁判の判例等により、支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

#### 責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、将来の死亡率、罹患率、解約失効率、及び資産運用利回り等の予測にもとづいて責任準備金を積み立てております。当社は責任準備金の見積りに使用されるこれらの基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく異なる場合、あるいは基礎率を変更する必要がある場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。なお、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づき5年チルメル式によって計算しております。

#### 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間には発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10年（2017年度）までの間に均等額を償却することとしております。

(2) 経営成績及び財政状態の分析

経常収益

当事業年度の保険料等収入は、保有契約の増加に伴い、3,720百万円（前事業年度比210.7%）と大幅に増加しました。また、事業拡大のための広告宣伝費等の先行投資やシステム開発に伴って運用資産が減少したことにより、資産運用収益は47百万円（前事業年度比78.8%）と前事業年比で減少しております。その結果、当事業年度の経常収益は3,773百万円（前事業年度比206.4%）となりました。

経常費用

保険金等支払金は、保有契約の増加に伴う請求の増加や再保険料等により410百万円（前事業年度比265.6%）と増加しております。また、事業費については認知度向上を企図した先行的な広告宣伝等により前事業年度より増加し、3,984百万円（前事業年度比146.2%）となりました。その結果、当事業年度の経常費用は4,461百万円（前事業年度比168.5%）となっております。なお、当社では保険業法第113条に基づき事業費の一部を繰延べております。

経常損益

以上の結果、当事業年度の経常損失は、687百万円（前事業年度 820百万円）となりました。

当期純損益

経常損失に、新保険事務システム稼働に伴う旧システムの減損損失等の特別損失14百万円及び税制改正の影響に伴う法人税等調整額194百万円等の法人税等を加えた当期純損失は、900百万円（前事業年度 834百万円）となりました。

資産の部

当事業年度末の総資産は、新株式の発行により7,756百万円を調達したことから、18,861百万円（前事業年度末比179.2%）と前事業年度末比で増加しました。主な勘定残高としては、国債や高格付の社債を中心とした有価証券が13,800百万円、保険業法第113条繰延資産が3,659百万円、預貯金428百万円、ソフトウェア等の無形固定資産が424百万円となっております。

負債の部

負債の部は、保有契約の増加に伴い責任準備金が増加し、2,702百万円（前事業年度末比219.6%）となりました。主な勘定残高は、責任準備金1,743百万円（うち、危険準備金729百万円）、未払費用441百万円、支払備金196百万円などとなっております。

純資産の部

2012年3月14日を払込期日とする新株式の発行により、当事業年度末の資本金及び資本準備金はそれぞれ10,478百万円（前事業年度末 各6,600百万円）、純資産の部は16,159百万円（前事業年度末 9,292百万円）となりました。また、純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、資本業務提携目的で保有する株式の含み益の増加により、前事業年度末から改善し35百万円となりました。

保険業法第113条繰延資産

当社では、保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度（2012年度まで）の間に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。当事業年度末の残高は3,659百万円であり、翌期以降6年間（保険会社の免許取得後10年までの残存年数）にわたり均等額を償却することとしております。

ソルベンシー・マージン比率

(a) ソルベンシー・マージン（支払い余力）の考え方

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払い余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標の一つです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払い余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。なお、ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性についてのひとつの基準を満たしているとされます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100(\%)$$

(b) ソルベンシー・マージン比率

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、保有契約増に伴いリスクの合計額は増加しましたが、新株発行による資本増強により、前事業年度末に比べ215.7ポイント増加して3,499.1%となりました。なお、平成22年内閣府令第23

号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされており、前事業年度末の数値は、当事業年度における基準を前事業年度末に適用したと仮定した数値です。また、当社のソルベンシー・マージンには土地の含み損益等は含まれておりません。

（単位：百万円）

項目	前事業年度末 (2011年3月31日)	当事業年度末 (2012年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	7,575	13,242
資本金等	7,104	12,464
価格変動準備金	1	2
危険準備金	433	729
一般貸倒引当金	-	-
其他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	35	46
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	-	-
持込資本金等	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) リスクの合計額	461	756
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$		
保険リスク相当額 R1	400	662
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	28	60
予定利率リスク相当額 R2	0	0
最低保証リスク相当額 R7	-	-
資産運用リスク相当額 R3	116	109
経営管理リスク相当額 R4	16	25
(C) ソルベンシー・マージン比率	3,283.4%	3,499.1%
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$		

（注）当事業年度末の数値は、保険業法施行規則第86条、第87条、及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

#### 経常利益等の明細（基礎利益）

##### (a) 基礎利益の考え方

基礎利益とは生命保険業における収益を示す指標の一つです。具体的には、保険契約者から収受した保険料等の保険料等収入、資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものと計算されます。

## (b) 基礎利益

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
基礎利益 A	574	391
キャピタル収益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	-
その他キャピタル収益	-	-
キャピタル費用	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	-	-
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	-	-
為替差損	-	-
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	-	-
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	574	391
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	246	295
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	246	295
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	246	295
経常利益又は経常損失 ( ) A+B+C	820	687

(注) 基礎利益には保険業法第113条繰延額(当事業年度2,106百万円、前事業年度1,392百万円)が含まれております。

(c) 三利源について

また、基礎利益は「危険差益」、「費差益」及び「利差益（順ざや）」に分解することも可能であり、これらを三利源と呼んでおります。生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率（付加保険料部分）の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差分を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

危険差益（差損）	想定した保険金・給付金の支払額（予定発生率）と実際に発生した支払額との差
費差益（差損）	想定した事業費（予定事業費率）と実際の事業費支出との差
利差益（差損）若しくは順ざや（逆ざや）	想定した運用収益（予定利率）と実際の運用収益との差

（注）当社の三利源分析は、保険数理上合理的な方法を採用しておりますが、具体的な計算方法は他の保険会社と異なることがあります。当社では保険料の内訳計算等について5年チルメル式を採用し、解約・失効による利益（解約失効益）は、費差損益に含めております。

(d) 基礎利益の内訳（三利源）

（単位：百万円）

基礎利益	前事業年度 （自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）	当事業年度 （自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）
基礎利益	574	391
危険差益	279	490
費差損（ ）	911	919
利差益（順ざや額）	58	37

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの分析につきましては、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(4) 経営状況の分析と今後の方針

当社は、「生命保険の原点に立ち返り、最新のテクノロジーを最大限に活用して、生活者の利便に資する、わかりやすく、安価で高品質な商品・サービスを提供し続けること」を使命とし、その経営理念を『ライフネットの生命保険マニフェスト』として公表しています。

加えて、急速に変化する外部環境及び内部状況を踏まえ、当社では毎年、中期計画を更新しています。とりわけ、スピード成長を持続させるために、現在は以下の3点を中期戦略の柱と位置づけています。

全文は「第1 企業の概況 3 事業の内容」を参照ください。

1. 共感され、支持される「ライフネット」ブランドの育成

・「応援者」の拡大

「全国行脚」「出版」「ソーシャルメディア」等を通じて経営理念をお伝えすることで、当社に共感し成長を支えてくださる「ファン」の拡大を目指します。

・「認知度」の底上げ

マス広告の効率的投下と戦略的PR（話題作り）を組み合わせることで、低コストで全国的な認知度の底上げを図ります。

2. 良質な生命保険サービス（わかりやすい・安い・便利）の提供

・「選択と集中」による洗練・効率化

「コア商品」と「ネット直販」に経営資源を集中することで、サービスの質とコスト競争力を継続的に向上させます。

・新領域へのたゆまぬ「挑戦」

常に「お客さま」の目線に立つことで、「業界の常識」にとらわれない新しい商品・サービスの開発に挑戦し続けます。

### 3. 改善とチャレンジを続けるしなやかで強い組織づくり

- ・迅速で効果的な改善

徹底してデータに基づき分析・意思決定を行い、全部門が幅広く「お客さま」と触れ合うことで、効果的な改善を迅速に行います。

- ・フラットでオープンな組織

多様なバックグラウンドを持つ優秀な社員を採用し、社員が明るく元気に熱意をもって働けるような企業風土を守り続けます。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は、210百万円であります。その主なものは、保険事務のさらなる効率化を図るためのシステム構築に対する投資148百万円であります。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2012年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (百万円)	土地 (百万円) (面積m)	その他の 有形固定資産 (百万円)	リース資産 (百万円)	ソフトウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所	34	-	11	9	393	448	73
データセンター (神奈川県足柄上郡)	サーバー等	-	-	11	6	-	17	-
データセンター (大阪府豊中市)	サーバー等	-	-	11	6	-	17	-

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社の建物を賃借しております。年間の地代家賃は、100百万円であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額(注)2		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社 (東京都千代田区)	保険事務システム	222	15	自己資金	2011年11月	2013年6月	(注)1

(注) 1. 業務効率の向上等を図ることを目的としたシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

2. 投資予定金額に消費税等は含まれておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2012年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2012年6月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	42,057,000	42,064,000	東京証券取引所 (マザーズ)	1単元の株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	42,057,000	42,064,000	-	-

(注) 事業年度末からの発行済株式総数の変更は、新株予約権の行使によるものであります。

## (2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権（2007年5月7日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,000 (注)1、6	1,000 (注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000,000(注)1、5	1,000,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220(注)3、5	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年5月22日 至 2017年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110(注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 本新株予約権の払込期日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数の処理については、会社法第283条本文の規定に従うものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

3. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 1新株予約権の一部行使はできない。

(2) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 2012年1月24日をもって1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

## 第2回新株予約権（2007年11月8日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数(個)	762(注)1, 2, 7	762(注)1, 2, 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	762,000(注)1, 2, 6	762,000(注)1, 2, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)4, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2009年12月27日 至 2017年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 2012年1月24日をもって1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

## 第3回新株予約権（2009年12月17日臨時株主総会）

区分	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数(個)	432(注)1, 2, 7	425(注)1, 2, 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432,000(注)1, 2, 6	425,000(注)1, 2, 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600(注)4, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年1月25日 至 2019年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600 資本組入額 300(注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 2012年1月24日をもって1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

## 第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

区分	事業年度末現在 (2012年3月31日)	提出日の前月末現在 (2012年5月31日)
新株予約権の数(個)	190,000(注)1,5	190,000(注)1,5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000(注)1	190,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年1月27日 至 2022年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

3. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年5月21日 (注)1	7,500	8,000	750	800	750	800
2007年5月31日 (注)2	2,100	10,100	210	1,010	210	1,010
2007年12月26日 (注)3	14,950	25,050	2,990	4,000	2,990	4,000
2008年3月31日 (注)4	8,667	33,717	2,600	6,600	2,600	6,600
2012年1月24日 (注)5	33,683,283	33,717,000	-	6,600	-	6,600
2012年3月14日 (注)6	8,340,000	42,057,000	3,878	10,478	3,878	10,478

## (注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円

割当先 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現 マネックスグループ株式会社)、あすかDBJ投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス(現 株式会社セブン・フィナンシャルサービス)

## 2. 有償第三者割当増資

発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円

割当先 三井物産株式会社

## 3. 有償第三者割当増資

発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円

割当先 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現 マネックスグループ株式会社)、あすかDBJ投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス(現 株式会社セブン・フィナンシャルサービス)、三井物産株式会社、株式会社リクルート

## 4. 有償第三者割当増資

発行価格 600,000円 資本組入額 300,000円

割当先 株式会社朝日ネット、Globis Fund , L.P. 他13名

## 5. 株式分割(1株:1,000株)によるものであります。

## 6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,000円

引受価額 930円

資本組入額 465円

払込金総額 7,756百万円

## 7. 2012年4月1日から2012年5月31日までの間に、新株予約権行使により、発行済株式総数が7,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2百万円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

2012年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	18	117	38	5	12,024	12,213	-
所有株式数 (単元)	-	60,027	3,951	170,310	49,406	13	136,843	420,550	2,000
所有株式数の 割合(%)	-	14.27	0.94	40.50	11.75	0.00	32.54	100.00	-

## (7) 【大株主の状況】

2012年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
マネックスグループ株式会社	千代田区丸の内1丁目11-1	5,683,900	13.51
あすかDBJ投資事業有限責任組合	千代田区内幸町1丁目3-3内幸町ダイビル	5,683,800	13.51
三井物産株式会社	中央区晴海1丁目8 12晴海アイランドトリ トンスクエアオフィスタワーZ棟	4,800,000	11.41
株式会社新生銀行	中央区日本橋室町2丁目4-3	3,250,000	7.73
株式会社セブン・フィナンシャル サービス	千代田区二番町8-8	3,250,000	7.73
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーレギュラーアカウント	港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タ ワー	1,667,000	3.96
株式会社朝日ネット	中央区銀座6丁目6-7	1,666,000	3.96
グロービスファンドスリ-エルピ-	千代田区丸の内1丁目9番1号	1,301,000	3.09
株式会社リクルート	中央区銀座8丁目4-17号	1,250,000	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8-11	1,134,000	2.70
計	-	29,685,700	70.58

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2012年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,055,000	420,550	-
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	42,057,000	-	-
総株主の議決権	-	420,550	-

## 【自己株式等】

2012年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりです。

## 第2回新株予約権(2007年11月8日臨時株主総会)

決議年月日	2007年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名、当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員10名となっております。

## 第3回新株予約権(2009年12月17日臨時株主総会)

決議年月日	2009年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名、当社従業員39名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員34名となっております。



第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

決議年月日	2012年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は付与時より変更ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。当社は、生命保険会社としての経営基盤を確立させる事業フェーズにあることから、設立以来、剰余金の配当を実施しておりません。将来的には剰余金の配当の実施を検討することとしておりますが、現時点では剰余金の配当に関する具体的な方針・実施時期等は未定であります。

当社は、現在、保険業法第113条に規定する繰延資産を貸借対照表に計上し、免許取得後10年の間（2018年3月期まで）、均等に償却する予定であります。なお、保険業法第17条の6において、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表に計上している場合、剰余金の配当をすることができない旨が定められております。したがって、当社は、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表に計上している限り剰余金の配当を行うことができません。

内部留保につきましては、認知度向上、新商品開発等の成長施策、情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指してまいります。

また、当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨」及び「配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

## 4【株価の推移】

## (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2008年3月	2009年3月	2010年3月	2011年3月	2012年3月
最高(円)	-	-	-	-	1,326
最低(円)	-	-	-	-	910

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。2012年3月15日に株式を上場いたしましたので、それ以前の該当事項はありません。

## (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2011年10月	11月	12月	2012年1月	2月	3月
最高(円)	-	-	-	-	-	1,326
最低(円)	-	-	-	-	-	910

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。2012年3月15日に株式を上場いたしましたので、それ以前の該当事項はありません。

## 5【役員】の状況】

(1) 2012年6月20日(有価証券報告書提出日)現在の役員は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	出口 治明	1948年4月18日生	1972年4月 日本生命保険相互会社 入社 1992年4月 同社 ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 1995年4月 同社 国際業務部長 1998年4月 同社 公務部長 2003年4月 大星ビル管理株式会社 PFI担当 2005年6月 同社 取締役 2006年10月 当社 代表取締役社長 2011年7月 当社 代表取締役社長執行役員(現任)	(注)3	-
代表取締役 副社長	-	岩瀬 大輔	1976年3月17日生	1998年4月 株式会社ボストン コンサルティング グループ 入社 2001年12月 株式会社リップウッド・ジャパン 入社 2006年10月 当社 取締役副社長 2009年2月 当社 代表取締役副社長 2011年7月 当社 代表取締役副社長執行役員(現任)	(注)3	-
常務取締役	-	中田 華寿子	1965年1月15日生	1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社 入社 1997年1月 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社 入社 マーケティング・PRマネジャー 2001年6月 同社 広報室長執行役員 2005年2月 株式会社GABA マーケティング部 ディレクター 2006年1月 同社 マーケティング部門部門長常務執行役員 2008年4月 当社 マーケティング部長 2009年2月 当社 取締役 2011年4月 当社 常務取締役 2011年7月 当社 常務取締役執行役員(現任)	(注)3	-
取締役	チーフ・コ ンプライア ンス・オ フィサー	大西 又裕	1951年9月25日生	1974年4月 大蔵省(現財務省)入省 1997年7月 経済企画庁計画課長 2001年7月 国税庁審議官 2004年7月 税務大学校 主任教授 2007年10月 当社 取締役 2008年4月 横浜市立大学 特別契約教授(現任) 2008年6月 株式会社アコーディア・ゴルフ 監査役(現任) 2011年7月 当社 取締役執行役員(現任)	(注)3	-
取締役	-	西川 潔	1956年10月24日生	1980年4月 KDD株式会社(現KDDI株式会社) 入社 1998年2月 株式会社ネットエイジ(現ngi group株式会社) 創業 代表取締役社長CEO 2007年6月 ngi group株式会社 取締役会長 2008年3月 当社 取締役(現任) 2008年6月 ngi group株式会社 取締役ファウンダー(現 任) 2011年1月 株式会社ネットエイジ 代表取締役社長(現任)	(注)3	-
取締役	-	小泉 正明	1964年10月4日生	1987年10月 英和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 2003年10月 小泉公認会計士事務所開業(現任) 2004年6月 株式会社インターネットイニシアティブ 監査役 (現任) 2006年8月 双葉監査法人 代表社員登用(現任) 2008年3月 当社 取締役(現任) 2009年8月 シェアグループ株式会社 監査役(現任) 2010年6月 株式会社ツクイ 監査役(現任)	(注)3	-
取締役	-	井上 智生	1963年9月11日生	1986年4月 株式会社リクルート 入社 2006年4月 同社 進学カンパニー カンパニー長 2010年4月 同社 法務部長 兼 情報セキュリティ室 室長 (現任) 2010年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	伊佐 誠次郎	1945年6月28日生	1969年4月 朝日生命保険相互会社 入社 1990年4月 朝日生命インベストメントヨーロッパ 社長 2001年4月 朝日生命保険相互会社 常務取締役 2002年4月 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2008年7月 当社 常勤顧問 2009年1月 あすかアセットマネジメント株式会社 監査役(現任) 2009年6月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	伏見 泰治	1950年8月4日生	1974年4月 大蔵省(現財務省)入省 1998年6月 同 主税局 総務課長 2002年1月 常石造船株式会社 監査役 2004年4月 同社 代表取締役会長 2006年10月 当社 監査役(現任) 2007年1月 ツネインホールディングス株式会社 代表取締役会長 2012年1月 同社 代表取締役会長兼社長(現任)	(注)4	-
監査役	-	増田 健一	1963年1月11日生	1988年4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会登録 1988年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 1993年9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー(現任) 2008年3月 当社 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	河相 董	1941年5月7日生	1964年4月 ソニー株式会社 入社 2003年6月 同社 業務執行役員上席常務 2004年8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現マネックスグループ株式会社)常勤監査役 2008年3月 当社 監査役(現任) 2009年6月 マネックスグループ株式会社 取締役 2011年2月 マネックス・オルタナティブ・インベストメント株式会社 取締役会長(現任)	(注)4	-
計						-

- (注) 1. 取締役 西川潔、小泉正明、井上智生は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役 伏見泰治、増田健一、河相董は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 各取締役は、2011年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、2012年1月24日付で任期が満了し再任されていることから、任期は2012年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4. 各監査役は、2011年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、2012年1月24日付で任期が満了し再任されていることから、任期は2015年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、常勤取締役である出口治明、岩瀬大輔、中田華寿子、大西又裕の4名が兼務しております。

- (2) 2012年6月24日に開催予定の第6回定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の取締役の状況は以下のとおりとなる予定であります。なお、役名については、第6回定時株主総会後に開催予定の取締役会で決議予定のものであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	出口 治明	1948年4月18日生	1972年4月 日本生命保険相互会社 入社 1992年4月 同社 ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 1995年4月 同社 国際業務部長 1998年4月 同社 公務部長 2003年4月 大星ビル管理株式会社 PFI担当 2005年6月 同社 取締役 2006年10月 当社 代表取締役社長 2011年7月 当社 代表取締役社長執行役員(現任)	(注)2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 副社長	-	岩瀬 大輔	1976年3月17日生	1998年4月 株式会社ボストン コンサルティング グループ 入社 2001年12月 株式会社リップウッド・ジャパン 入社 2006年10月 当社 取締役副社長 2009年2月 当社 代表取締役副社長 2011年7月 当社 代表取締役副社長執行役員(現任)	(注)2	-
常務取締役	-	中田 華寿子	1965年1月15日生	1987年4月 電通ヤング・アンド・ルピカム株式会社 入社 1997年1月 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社 入社 マーケティング・PRマネジャー 2001年6月 同社 広報室長執行役員 2005年2月 株式会社GABA マーケティング部 ディレクター 2006年1月 同社 マーケティング部門部門長常務執行役員 2008年4月 当社 マーケティング部長 2009年2月 当社 取締役 2011年4月 当社 常務取締役 2011年7月 当社 常務取締役執行役員(現任)	(注)2	-
常務取締役	チーフ・コ ンプライア ンス・オ フィサー	樋口 俊一郎	1953年11月2日生	1977年4月 大蔵省(現財務省)入省 1997年7月 大蔵省主計局主計官 1998年6月 金融監督庁監督部保険監督課長 2005年7月 国民生活金融公庫(現日本政策金融公庫)理事 2007年7月 財務省近畿財務局長 2008年7月 同省財務総合政策研究所長 2011年4月 中央大学大学院公共政策研究科 客員教授(現 任) 2011年11月 当社 顧問(現任)	(注)2	-
取締役	-	藤原 作弥	1937年1月14日生	1962年4月 株式会社時事通信社 入社 1994年6月 同社 解説委員長 1997年4月 同社 解説委員会顧問 1998年3月 日本銀行 副総裁 2003年6月 株式会社日立総合計画研究所 代表取締役社長 東北電力株式会社 監査役(現任) 2011年6月 株式会社毎日新聞グループホールディングス 監 査役(現任)	(注)2	-
取締役	-	栗田 洋子 (石倉 洋子)	1949年3月19日生	1985年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 日 本支社 マネージャー 1992年4月 青山学院大学国際政治経済学部 教授 2000年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 2004年4月 日本郵政公社 社外理事(非常勤) 2005年10月 日本学術会議 副会長 2006年6月 株式会社商船三井 取締役 2010年6月 日清食品ホールディングス株式会社 取締役(現 任) 富士通株式会社 取締役(現任) 2011年4月 慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教 授(現任)	(注)2	-
取締役	-	内田 和成	1951年10月31日生	1974年4月 日本航空株式会社 入社 1999年11月 株式会社ボストン コンサルティング グループ シニアバイスプレジデント 2000年6月 同社 日本代表 2006年3月 サントリー株式会社 監査役 2006年4月 早稲田大学商学大学院 教授(現任) 2012年2月 キューピー株式会社 監査役(現任)	(注)2	-

(注)1. 取締役 藤原作弥、栗田洋子、内田和成は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 各取締役の任期は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会終結の時から、2013年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、常勤取締役である出口治明、岩瀬大輔、中田華寿子、樋口俊一郎の4名が兼務する予定であります。

4. 所有株式数は、2012年6月20日(有価証券報告書提出日)現在の数値であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### マニフェストを基軸とした企業統治

当社では、「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストの徹底を経営の柱と位置付けており、これに基づき、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制を構築しております。また、上記の考え方を適切に実現するために、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、内部統制システムに関する基本方針として定めております。

#### 企業統治の体制等

当社では、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、社外取締役・社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等により、社外の視点も取り入れた重層的かつ実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

#### (a) 取締役会

当社は取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、取締役数は7名（うち社外取締役3名）となっております。経営監督機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役をうち3名選任しております。なお、取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしております。

#### (b) 監査役会

監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしており、監査役数は4名（うち社外監査役は3名）となっております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査を通じ、また、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受ける等緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しております。

#### (c) 社外取締役、社外監査役の人数及び当社との関係等

当社は、社外取締役3名、社外監査役3名を選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しております。

社外監査役に対しては、上記と同様の報告に加えて会計監査人からの監査計画及び監査結果に係る説明、並びに内部監査部門との業務監査結果等に係る情報交換等の協力態勢を整備しております。

また、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、監査役 伏見 泰治は、大蔵省（現 財務省）において、主税局総務課長等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役である井上 智生は、株式会社リクルートの法務部長 兼 情報セキュリティ室 室長であり、同社は当社の株式1,250,000株を保有しております。同じく、社外取締役である西川 潔は、ngi group株式会社の取締役ファウンダーであり、同社の運用するファンドが当社の株式167,000株を保有しております。また、社外監査役である河相 董は、マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社の取締役会長であり、同社の親会社（議決権所有割合51%）であるマネックスグループ株式会社は、当社の株式5,683,900株を保有しております。その他、特筆すべき利害関係はありません。

#### (d) 執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。執行役員数は4名（うち取締役との重任4名）となっております。

#### (e) アドバイザリーボード

当社では、経営全般に対する大所高所からのアドバイスを確保し経営の意思決定に資するため、社外の有識者からなるアドバイザリーボードを設置しております。アドバイザリーボードは原則6カ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

(f) 各種委員会

当社では、社内外の叡智を結集し、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、支払委員会、マーケティング委員会、CS委員会、商品開発委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の9つの委員会を設置しております。このうち支払委員会、マーケティング委員会、商品開発委員会、資産運用委員会及びシステム委員会は主として業務部門への助言機能を担っております。一方、CS委員会、ALM委員会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、主として牽制部門への助言機能を担っております。

(g) 内部監査部門

当社は、代表取締役社長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部（内部監査部門）を設置し2名を配置しております。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

内部監査部門である監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の規程、実施状況及び内部監査報告書等を報告する等、緊密に連携しております。

また、監査部は、監査役監査基準にもとづく監査役からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査役とも密に連携しております。

内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係る社内規程類（取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・マニュアル等）を定め、運用しております。

特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。

コンプライアンス体制の整備状況

当社は、法令・定款等を遵守し、誠実に行動し、倫理を大切にすることが、公共性の高い生命保険事業を営む上での大前提であることをマニフェストにおいて定め、それを徹底するため、マーケティング、顧客サービス、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進しております。

コンプライアンスに関する当社の企業行動の基本方針は以下のとおりです。本基本方針に加えて、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムをそれぞれ策定した上で、社内研修等の徹底により、法令遵守の周知徹底を図っております。

1. 法令等の遵守	お客さまと社会からの信頼を確保するために、全役員・職員がまず法令その他の社会的諸ルールを遵守することを基本にすえて、経営目標を追求します。
2. 保険募集の適正とお客さまへの保険サービスの徹底	当社の募集方針を厳格に遵守・遂行することを通じて、実現します。
3. 適切な資産運用	お客さまの期待にお応えできるよう安全性・健全性を優先した、資産運用を行います。
4. ディスクロージャーの推進	経営内容の透明性を高める観点から、定期的に積極的な情報開示を行います。
5. 人権の尊重	お客さまをはじめ、当社の役員・職員一人一人の人権を尊重します。
6. 反社会的勢力への厳格な対応	社会秩序を乱す反社会的な勢力に対しては、毅然たる態度で立ち向かいます。
7. 違反行為の防止努力	法令等の遵守には、万全の態勢で取り組みますが、万が一、違反行為が発見された場合には、原因究明を徹底すると同時に再発防止に全力をつくします。

また、当社では、コンプライアンス体制の整備や推進状況等を協議・フォローする組織横断的な機関として、「コンプライアンス委員会」（関連役員・部長等で構成）を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則3カ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

#### リスク管理体制の整備状況

当社では生命保険会社としての業務の健全性及び適切性の観点からリスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識し、リスク管理のために内部規程を制定し、社内の組織体制の確立を率先して行うことにより各リスクの評価・改善体制を整備しております。

具体的には、取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針の中で以下を整備することを定めております。

1. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準を制定し、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
2. コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地又は全社横断的な見地から助言を行う。
3. CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設け、CCOには取締役を充てることできる。
4. コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
5. 法令又は社内規程の違反が生じた場合の報告体制を整備する。
6. 代表取締役社長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。

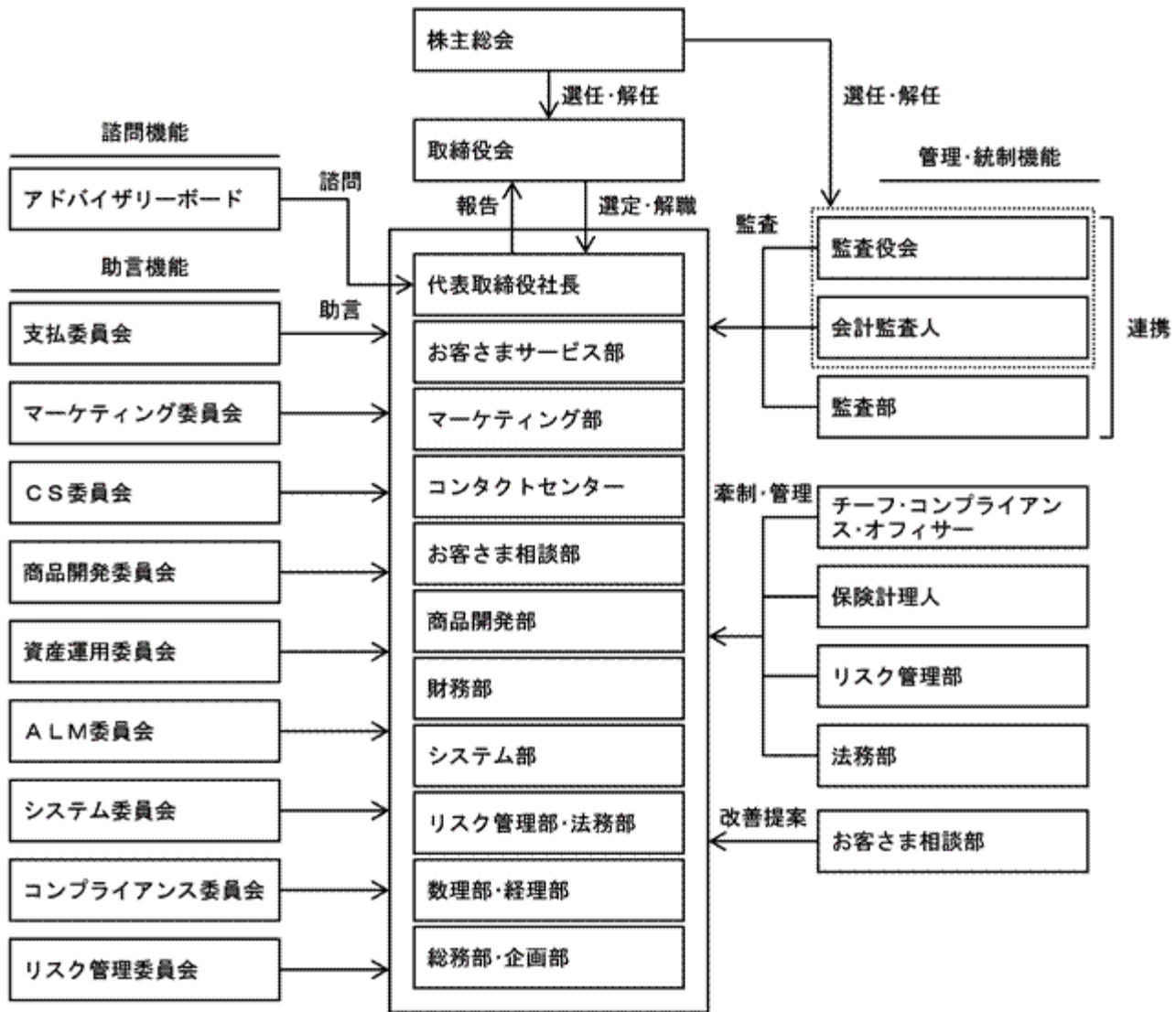
また、当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しております。

さらに、生命保険会社にとっては、資産負債総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に社外の有識者を含む「ALM 委員会」を設けております。ALM委員会には、関係役職員の他、金融・経済の専門家で、リスク管理に深い見識を持つ平野英治氏（トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役）、川北英隆氏（京都大学大学院経営管理研究部教授）の両氏が参画しております。

Asset Liability Management（資産・負債の総合管理）



## [内部統制及びリスク管理の体制]



## 情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、契約者の氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、機微情報等を長期間に亘り保有しており、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しております。

このような認識に基づき、当社ではシステムリスク管理のための内部規程を制定し、システムリスクの評価・改善体制を整備しております。加えて、システムリスクについては、その適切な管理に高い専門性が求められることを勘案し、関係役職員に外部の有識者を加えた「システム委員会」を設けております。

また、当社は、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な社会的責任であると認識し、個人情報の保護に係る基本的な方針を定め、役員・社員全員が、個人情報の保護に関する法律・ガイドラインなど関係法令等を遵守し、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしております。また、適正な個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善しております。

## 役員報酬

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	80	80	-	-	-	4
監査役(社外監査役を除く)	17	17	-	-	-	1
社外役員	13	13	-	-	-	5

#### 役員報酬の内容及び決定方針

当社取締役（社外取締役を含む）の役員報酬は、定額報酬のみで構成されております。これら報酬の水準は、業績等に応じて設定することとしております。

監査役（社外監査役を含む）の役員報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。

#### 公認会計士の氏名等

会社法監査及び金融商品取引法監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

##### (a) 当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 宮 裕

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典

いずれの指定有限責任社員・業務執行社員も継続監査年数は7年以内です。

##### (b) 会計監査業務に係る補助者

公認会計士6名、その他10名

#### 株主総会の決議要件

当社の定款において定める事項は、以下のとおりです。

##### (a) 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

取締役及び監査役の責任免除

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

#### 自己株式の取得

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### 剰余金の配当

資本政策の機動性を確保することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定める旨及び「期末配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

##### (b) 株主総会の特別決議要件の変更

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。

#### 取締役の定数

当社は、定款において、取締役を11名以内とすることを定めております。

#### 取締役の選解任決議

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めております。また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 責任限定契約

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、当社は、社外取締役及び社外監査役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

#### 株式保有の状況

##### (a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 1銘柄  
 貸借対照表計上額の合計額 139百万円

(b) 上記(a)の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度末  
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	1,750	111	生命保険のインターネット販売における 協調等を目的とした業務提携による関係 強化

当事業年度末  
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社アドバンスクリエイト	175,000	139	生命保険のインターネット販売における 協調等を目的とした業務提携による関係 強化

(注) 株式会社アドバンスクリエイトは、2011年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	非監査業務に 基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	非監査業務に 基づく報酬 (百万円)
11	-	26	7

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、株式上場準備及び内部統制報告制度対応に関する助言業務5百万円及び「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務2百万円であります。

【監査報酬の決定方針】

(前事業年度)

当社は、2010年7月28日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案し、監査法人に対する監査報酬額を決議しております。

(当事業年度)

当社は、2011年7月27日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案し、監査法人に対する監査報酬額を決議しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2011年4月1日から2012年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金及び預貯金	380	428
預貯金	380	428
有価証券	7,200	13,800
国債	3,556	9,939
社債	3,532	3,721
株式	111	139
有形固定資産	99	90
建物	26	34
リース資産	55	21
その他の有形固定資産	18	34
無形固定資産	401	424
ソフトウェア	218	393
ソフトウェア仮勘定	179	28
その他の無形固定資産	3	3
代理店貸	0	0
再保険貸	8	0
その他資産	2,431	4,116
未収金	188	348
前払費用	6	11
未収収益	19	18
預託金	54	78
仮払金	0	0
保険業法第113条繰延資産	2,162	3,659
<b>資産の部合計</b>	<b>10,523</b>	<b>18,861</b>

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	810	1,940
支払備金	129	196
責任準備金	680	1,743
代理店借	1	2
再保険借	8	11
その他負債	394	535
未払法人税等	3	3
未払金	73	26
未払費用	244	441
預り金	4	7
リース債務	50	23
資産除去債務	17	32
仮受金	0	0
特別法上の準備金	1	2
価格変動準備金	1	2
繰延税金負債	14	209
負債の部合計	1,230	2,702
<b>純資産の部</b>		
資本金	6,600	10,478
資本剰余金	6,600	10,478
資本準備金	6,600	10,478
利益剰余金	3,952	4,852
その他利益剰余金	3,952	4,852
繰越利益剰余金	3,952	4,852
株主資本合計	9,247	16,103
その他有価証券評価差額金	24	35
評価・換算差額等合計	24	35
新株予約権	20	20
純資産の部合計	9,292	16,159
負債及び純資産の部合計	10,523	18,861

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
経常収益	1,827	3,773
保険料等収入	1,765	3,720
保険料	1,756	3,707
再保険収入	8	12
資産運用収益	60	47
利息及び配当金等収入	60	47
預貯金利息	0	0
有価証券利息・配当金	60	47
その他経常収益	1	5
その他の経常収益	1	5
経常費用	2,648	4,461
保険金等支払金	154	410
保険金	85	251
給付金	48	119
再保険料	21	40
責任準備金等繰入額	565	1,130
支払準備金繰入額	106	66
責任準備金繰入額	458	1,063
資産運用費用	0	0
支払利息	0	0
事業費	2,724	3,984
その他経常費用	595	1,041
税金	131	192
減価償却費	152	192
保険業法第113条繰延資産償却費	308	609
その他の経常費用	2	46
保険業法第113条繰延額	1,392	2,106
経常損失( )	820	687
特別損失	10	14
減損損失	-	13
特別法上の準備金繰入額	0	0
価格変動準備金繰入額	0	0
その他特別損失	3	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5	-
税引前当期純損失( )	831	702
法人税及び住民税	3	3
法人税等調整額	-	194
法人税等合計	3	197
当期純損失( )	834	900

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	6,600	6,600
当期変動額		
新株の発行	-	3,878
当期変動額合計	-	3,878
当期末残高	6,600	10,478
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	6,600	6,600
当期変動額		
新株の発行	-	3,878
当期変動額合計	-	3,878
当期末残高	6,600	10,478
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	6,600	6,600
当期変動額		
新株の発行	-	3,878
当期変動額合計	-	3,878
当期末残高	6,600	10,478
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	3,117	3,952
当期変動額		
当期純損失( )	834	900
当期変動額合計	834	900
当期末残高	3,952	4,852
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	3,117	3,952
当期変動額		
当期純損失( )	834	900
当期変動額合計	834	900
当期末残高	3,952	4,852
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	10,082	9,247
当期変動額		
新株の発行	-	7,756
当期純損失( )	834	900
当期変動額合計	834	6,856
当期末残高	9,247	16,103



	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	19	24
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	10
当期変動額合計	4	10
当期末残高	24	35
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	19	24
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	10
当期変動額合計	4	10
当期末残高	24	35
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	20	20
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	20	20
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	10,122	9,292
当期変動額		
新株の発行	-	7,756
当期純損失( )	834	900
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	10
当期変動額合計	829	6,866
当期末残高	9,292	16,159

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純損失( )	831	702
減価償却費	152	192
減損損失	-	13
支払備金の増減額( は減少)	106	66
責任準備金の増減額( は減少)	458	1,063
価格変動準備金の増減額( は減少)	0	0
利息及び配当金等収入	60	47
支払利息	2	2
代理店貸の増減額( は増加)	0	0
再保険貸の増減額( は増加)	8	7
その他資産( 除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額( は増加)	1,215	1,685
代理店借の増減額( は減少)	1	0
再保険借の増減額( は減少)	8	2
その他負債( 除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額( は減少)	123	200
その他	8	2
小計	1,252	882
利息及び配当金等の受取額	104	88
利息の支払額	2	1
法人税等の支払額	3	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,153	799
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	1,125	9,314
有価証券の売却・償還による収入	2,299	2,689
資産運用活動計	1,174	6,625
営業活動及び資産運用活動計	20	7,424
有形固定資産の取得による支出	22	49
無形固定資産の取得による支出	114	206
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,037	6,881
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	7,756
リース債務の返済による支出	27	27
財務活動によるキャッシュ・フロー	27	7,728
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	143	47
現金及び現金同等物の期首残高	523	380
現金及び現金同等物の期末残高	380	428

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5～8年

その他の有形固定資産 5～10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりませんが、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円（前事業年度末は - 百万円）であります。

#### (2) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

### 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。

(3) 保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間（2009年3月期から2013年3月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。

保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10年（2018年3月期まで）の間に均等額を償却することとしております。

発生事業年度別残高（償却残年数：6年）

2009年3月期分	363百万円
2010年3月期分	446百万円
2011年3月期分	1,044百万円
2012年3月期分	1,805百万円

(4) 東日本大震災を受けた支払備金（既発生未報告分）の積立方法

前事業年度において、東日本大震災を受けて平成23年金融庁告示第49号に基づき、保険金の既発生未報告分に係る支払備金を通常の支払備金に加えて計上しました。計算方法は、警察庁公表の死亡者数等に基づき、当社の保有契約件数に対応する被災死亡者数を推計し、これに平均死亡保険金額を乗じることによって算出しました。これに伴い、支払備金及び支払備金繰入額としてそれぞれ41百万円計上しました。なお、給付金については、同様の計算方法に基づいて計算した結果、見積額が軽微であったため支払備金及び支払備金繰入額としての計上は行っておりません。

なお、当該支払備金については、2011年6月に全契約者の安全確認を完了したため、当事業年度において支払備金戻入額41百万円を計上しております。

【会計方針の変更】

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
171百万円	231百万円

2 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、12百万円（前事業年度は6百万円）であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

## (損益計算書関係)

1 事業費の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
営業管理費		
募集代理店経費	16	27
選択経費	3	9
営業活動費小計	20	36
営業管理費		
広告宣伝費	1,290	1,963
営業管理費小計	1,290	1,963
一般管理費		
人件費	615	837
物件費	796	1,145
負担金	1	2
一般管理費小計	1,413	1,984
合計	2,724	3,984

(注) 1 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等であり、

2 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

2 その他特別損失は、過年度減価償却費の調整であります。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2010年4月1日 至2011年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	33,717	-	-	33,717
合計	33,717	-	-	33,717
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
2007年新株予約権	普通株式	1,000	-	-	1,000	20
ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2011年4月1日 至2012年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1,2	33,717	42,023,283	-	42,057,000
合計	33,717	42,023,283	-	42,057,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

- （注）1. 2011年12月14日の取締役会において、1株につき1,000株の割合とする当社発行株式の分割の決議を行いました。当該分割により、普通株式数が33,683,283株増加しております。なお、株式分割の効力発生日は2012年1月24日であります。
2. 2012年3月14日を払込期日とする有償一般募集により、新株を発行しております。当該募集による普通株式数の増加は8,340,000株であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （百万円）
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
2007年新株予約権	普通株式	1,000	999,000	-	1,000,000	20
ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-

（注）2007年新株予約権の当事業年度増加は、株式分割によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている現金及び預貯金と同額であります。

（リース取引関係）

（借主側）

## 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金(責任準備金の一部)として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務(保険の販売・引受・維持管理等)と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

当社は、元本及び予定利息の確保を最優先し、現時点では、株式、不動産、外貨建て資産への投資を行わず、国債などの高格付けの円建て公社債中心の安全運用に徹しております。ただし、資本業務提携目的で株式1銘柄を保有しております。

バブル期などに契約した予定利率の高い保険契約を有する保険会社の場合、現在のような低金利環境下では、その予定利率を確保するために、株式や外貨投資などの収益でカバーする必要がありますが、当社の予定利率は現行の市場金利と同程度であるため、リスクの高い運用で利回りを確保する必要がありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、市場リスク、信用リスク、不動産投資リスクに大別されます。また、市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として円建て債券と預金であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会(リスク管理全般を所管)を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM(Asset Liability Management:資産負債の総合管理)の考え方にに基づき資産運用を行います。しかし、当社は開業後4年しか経過していないことに加え、掛け捨て及び保障性の商品が中心であるため、資産運用において負債の特性として考慮する保険料積立金は当事業年度末で1,013百万円(前事業年度末は246百万円)にすぎず、ALMを主眼とした資産運用を行うことは他の生命保険会社に比べて重要視されません。したがって、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として発生する金利リスクが及ぼす当社への影響は非常に限定的であります。

今後は、保険料積立金の増加に応じてALMを考慮した資産運用を行う方針であります。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、リスク管理に関する基本方針及び規程を定め、バリュー・アット・リスクの測定を定期的に行い、設定したリスク・リミットに照らして管理を行っております。これらの情報は、リスク管理部が一元的に管理し、定期的に取り締役会へ報告されております。

信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2011年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
預貯金	380	380	-
有価証券	7,200	7,201	0
満期保有目的の債券	3,246	3,247	0
その他有価証券	3,954	3,954	-

当事業年度（2012年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
預貯金	428	428	-
有価証券	13,800	13,799	0
満期保有目的の債券	10,431	10,430	0
その他有価証券	3,369	3,369	-
その他資産 未収金	348	348	-

## 預貯金

当社は、満期までの期間が短いもの及び満期がない預金のみ保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 有価証券

有価証券の時価については、取引所又は取引金融機関から入手した3月末日の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「（有価証券関係）」をご参照下さい。

## 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2011年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	380	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	1,200	2,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	890	2,900	-	-
合計	2,470	4,900	-	-

当事業年度（2012年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	428	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	8,500	1,900	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	2,300	900	-	-
合計	11,228	2,800	-	-

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。



(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前事業年度(2011年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,113	1,116	3
	社債	1,419	1,422	2
	小計	2,532	2,539	6
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	409	409	0
	社債	304	298	5
	小計	713	708	5
合計		3,246	3,247	0

当事業年度(2012年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,018	1,022	3
	社債	1,512	1,516	3
	小計	2,530	2,538	7
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	7,499	7,499	0
	社債	400	393	7
	小計	7,900	7,892	8
合計		10,431	10,430	0

3. その他有価証券

前事業年度(2011年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	2,034	2,020	14
	社債	1,808	1,794	14
	株式	111	100	10
合計		3,954	3,915	39

前事業年度において、貸借対照表計上額が取得原価を超えないものはありません。

当事業年度（2012年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	1,422	1,414	7
	社債	1,606	1,600	5
	株式	139	100	39
	小計	3,167	3,116	51
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	-	-	-
	社債	201	201	0
	株式	-	-	-
	小計	201	201	0
合計		3,369	3,318	51

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12名	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 1,000,000株	普通株式 464,000株	普通株式 190,000株
付与日	2007年12月27日	2010年1月25日	2012年1月27日
権利確定条件	定め無し	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。	付与日から行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し	定め無し
権利行使期間	2009年12月27日から 2017年12月21日まで	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2012年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	464,000	-
付与	-	-	190,000
失効	-	32,000	-
権利確定	-	432,000	-
未確定残	-	-	190,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	786,000	-	-
権利確定	-	432,000	-
権利行使	-	-	-
失効	24,000	-	-
未行使残	762,000	432,000	-

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2007年ストック・オプション	2010年ストック・オプション	2012年ストック・オプション
権利行使価格(円)	400	600	1,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	-	-	-

(注) 2007年及び2010年ストック・オプションについては、2012年1月24日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 百万円

(2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 百万円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2011年3月31日)	当事業年度 (2012年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	2,096	2,365
減価償却超過額	42	96
保険契約準備金	47	65
リース資産減価償却費	32	38
その他	41	45
繰延税金資産小計	2,259	2,611
評価性引当額	1,437	1,586
繰延税金資産合計	821	1,025
繰延税金負債との相殺	821	1,025
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債		
保険業法第113条繰延資産	783	1,173
支払リース料	34	41
其他有価証券評価差額金	14	15
その他	3	5
繰延税金負債合計	835	1,235
繰延税金資産との相殺	821	1,025
繰延税金負債の純額	14	209

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、2012年4月1日以降開始する事業年度より法人税率及び繰越欠損金の控除限度額が変更されることになりました。

法人税率の変更に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.21%から、2012年4月1日に開始する事業年度から2014年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.33%に、2015年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.78%となります。この変更により、繰延税金負債は2百万円減少し、其他有価証券評価差額金は2百万円増加しております。

また、繰越欠損金の繰越控除制度が2012年4月1日以降に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は194百万円減少(同額を繰延税金負債に計上)し、法人税等調整額は194百万円増加しております。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2011年4月1日 至2012年3月31日）

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）		当事業年度 （自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）	
1株当たり純資産額	275.01円	1株当たり純資産額	383.75円
1株当たり当期純損失金額	24.76円	1株当たり当期純損失金額	26.37円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	

（注）当社は2012年1月24日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 275,011.94円

1株当たり当期純損失金額 24,760.91円

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	当事業年度 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)
当期純損失(百万円)	834	900
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(百万円)	834	900
期中平均株式数(株)	33,717,000	34,127,164
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数2,250個)	新株予約権4種類(新株予約権の数192,194個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【事業費明細表】

区分	金額(百万円)
営業活動費	36
募集代理店経費	27
選択経費	9
営業管理費	1,963
広告宣伝費	1,963
一般管理費	1,984
人件費	837
物件費	1,145
負担金	2
合計	3,984

(注) 1. 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等であります。

2. 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	62	31	1	92	58	23	34
リース資産	162	0	11	151	129	30	21
その他の有形固定資産	46	32	1	77	43	15	34
有形固定資産計	271	64	14	321	231	69	90
無形固定資産							
ソフトウェア	500	311	114 (13)	696	303	122	393
ソフトウェア仮勘定	179	159	310	28	-	-	28
その他の無形固定資産	5	-	-	5	1	0	3
無形固定資産計	684	470	425 (13)	730	305	123	424
繰延資産							
保険業法第113条繰延資産	2,667	2,106	-	4,773	1,114	609	3,659
繰延資産計	2,667	2,106	-	4,773	1,114	609	3,659

(注) 1. 無形固定資産 ソフトウェアの「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. ソフトウェアの増加は、新保険事務システム構築に係るものであります。

3. 保険業法第113条繰延資産の増加は、事業費の増加に伴うものであります。

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

借入金等としてはリース債務がありますが、その当事業年度期首及び当事業年度末における金額は当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の1%以下であるため財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
価格変動準備金	1	0	-	-	2

## 【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額は、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の1%以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2012年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

## 現金及び預貯金

区分	金額（百万円）
現金	-
預貯金	
普通預金	428
小計	428
合計	428

## 有価証券

## (a) 有価証券の種類別内訳

区分	当期首 残高 （百万円）	当期 増加額 （百万円）	当期 減少額 （百万円）	評価益に よる純増加 （百万円）	評価損に よる純減少 （百万円）	評価差額金に よる純増減 （百万円）	当期末 残高 （百万円）
国債	3,556	8,512	2,122	-	-	6	9,939
社債	3,532	803	605	-	-	9	3,721
株式	111	-	-	-	-	28	139
合計	7,200	9,315	2,728	-	-	12	13,800

## (b) 業種別株式保有明細表

区分	金額（百万円）	占率（％）
金融・保険業	139	100.0
保険業		

（注）区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しております。

## 保険契約準備金

## (a) 支払備金

区分	当期末残高 （百万円）
個人保険	196
個人年金保険	-
団体保険	-
団体年金保険	-
その他の保険	-
合計	196

## (b) 責任準備金

区分	当期末残高 （百万円）
個人保険	1,743
個人年金保険	-
団体保険	-
団体年金保険	-
その他の保険	-
合計	1,743



(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
経常収益(百万円)	812	1,611	2,630	3,773
税引前四半期(当期)純損失金額(百万円)	39	238	404	702
四半期(当期)純損失金額(百万円)	40	240	586	900
1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	1.21	7.14	17.39	26.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額(円)	1.21	5.94	10.25	8.87

- (注) 1. 当社は、2012年3月15日付で東京取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
2. 当社は2012年1月24日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失金額を算定しております。

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の日の翌日から3カ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	- - - - -
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 <a href="http://www.lifenet-seimei.co.jp/">http://www.lifenet-seimei.co.jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
2012年2月10日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
2012年2月27日及び2012年3月6日関東財務局長に提出。  
2012年2月10日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月20日

ライフネット生命保険株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 裕

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライフネット生命保険株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ライフネット生命保険株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。